

経済産業省委託事業

南アジア知財保護ハンドブック

この1冊で、制度運用早わかり

バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール、パキスタン、スリランカ、モルディブ

はじめに

日本と南アジア地域の経済相互関係の深まりの中で、今後も日本企業の同地域への進出が見込まれています。同地域への更なる進出に伴い、同地域における知的財産権の日本企業の関心は、より一層高まっていくものと予想されます。

一方、南アジア地域に進出し、事業展開の機会が増えるにつれ、同地域において知的財産権に関する問題に直面する日本企業も増えてくることが予想されます。同地域に進出し、また進出を目指す日系企業は、同地域において知的財産権法を保護するための手続きの概要について、予め把握しておくことが極めて重要になってきています。

こうした状況下、日本貿易振興機構は、経済産業省の委託により、同地域において知的財産権を保護するための手続きの概要をフロー形式で紹介する「南アジア知財保護ハンドブック」を作成する運びとなりました。本冊子を皆様の知的財産権保護の活動にお役立ていただければ幸いです。

なお、本冊子の作成にあたり、現地法律事務所 Kan And Krishme に多大な協力をいただきました。厚くお礼申し上げます。

2016 年 9 月

日本貿易振興機構 ニューデリー事務所 知的財産権部

目次

第 1 章 今、何が起こっているのか ? P04

第 2 章 まずは権利を取得しよう P16

第 3 章 ニセモノが出てしまったら ? P68

第 4 章 困ったときは ? P82

第 1 章

今、何が起こっているのか？

南アジア地域の知的財産権をめぐる状況

P05

各国別 知的財産権をめぐる状況

P10

1 バングラデシュ P10

2 ブータン P11

3 インド P12

4 ネパール P13

5 パキスタン P13

6 スリランカ P14

7 モルディブ P15

南アジア地域の知的財産権をめぐる状況

本調査の対象である南アジア地域における知財制度をめぐる状況は、近年、大きな変化を見せている。南アジア各国の発展具合に応じて知財制度水準は異なるものの、南アジア各国は、知財制度がビジネス発展のための有効なツール及び必要なインフラという認識を持っている。南アジア各国は、知的創造サイクルを確立し、各国経済の自立的な発展につなげるために、多くの国で各種知的財産権の保護に関する適切な法律が施行されている。但し、法体系自体は、コモンローから成文法まで各国で異なる。

本調査の対象である南アジア地域においても、携帯電話などの電化製品、ミシンなどの機械製品、オートバイや自動車部品を初めとして、洗剤、衣服、化粧品、時計などの日用雑貨など多くの模倣品が出回っているが、中国と比較すると、模倣品のレベルが低いと言える。このような模倣品の対策として、南アジア各国において、知的財産権の侵害に対する救済措置が設けられている。南アジア7か国において、商標権又は著作権の侵害に対する民事救済及び刑事救済が設けられているが、バングラデシュ、インド、モルディブの3か国では、特許権の侵害に対する刑事救済が定められていない。

南アジア各国は、開発途上国であり、急速な経済成長や貧困・人口増加によって産業公害や環境破壊などが深刻化し、模倣品の取組をはじめとした知財問題よりも急を要する喫緊の課題を多く抱えている。また、模倣品などの問題に投じる十分な財源がある訳でもない。従って、知財権者は、南アジア各国の当局に全てを委ねるのではなく、自ら市場の「取締」を実践し、模倣品を発見した場合の当局への告発など、主体的に問題に取り組む必要がある。また、南アジア各国における知財尊重・重視の風土の定着を目指して、当局を啓発することも重要である。模倣品製造者・販売者の多くが適切な納税を行っていないことから、真正品の取引によって政府の歳入が増加することが明らかである他、知的財産権行使により国内産業も振興される。

2015年6月30日には、南アジア各国のうち、インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータンの知的財産庁長官が、日本国特許庁を訪問し、南アジア各国の知財庁が直面している課題及び今後の協力の在り方について意見交換が行われた。我が国企業は、インドを中心とした南アジア各国を今後の事業展開先として有望視しており、こうした南アジア各国との連携による更なる知財制度の整備も急務である。

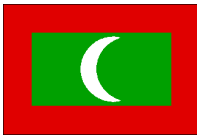
各国別法制度・加入条約

	バングラデシュ	ブータン	インド	ネパール	パキスタン	スリランカ	モルディブ
特許法	○	○	○	○	○	○	×
実用新案法（小特許）	×	×	×	×	×	×	×
意匠法 （デザイン特許）	○	○	○	○	○	○	×
商標法	○	○	○	○	○	○	×
不正競争 防止法	×	×	×	×	×	×	×
著作権法	○	○	○	○	○	○	○
WIPO 設立条約	○	○	○	○	○	○	○
TRIPS	×	×	○	○	○	○	○
パリ条約	○	○	○	○	○	○	×
特許協力条約(PCT)	×	×	○	×	×	○	×
マドリッド・ プロトコル	×	○	○	×	×	×	×
商標法条約(TLT)	×	×	×	×	×	×	×
ベルヌ条約	○	×	○	○	○	○	×

各国産業財産権所轄官庁

国名	産業財産権所轄官庁	ウェブサイト
バングラデシュ	Department of patent, Design and Trademarks under the Ministry of Industry	http://www.dpdt.gov.bd/
ブータン	The Intellectual Property Division of the Ministry of Economic Affairs	http://www.ipbhutan.gov. bt
インド	Controller General of Patents Designs and Trademarks	http://www.ipindia.nic.in/
ネパール	National IP Office of Nepal	http://www.ip.np.wipo.ne t/index.htm
パキスタン	Intellectual Property Organization	http://www.ipo.gov.pk/pa tent/
スリランカ	National IP Office of Sri Lanka	http://www.nipo.gov.lk
モルディブ	Intellectual property unit of the Republic of Maldives	http://www.trade.gov.mv/

各国産業財産権所轄官庁

国								
		バングラデシュ	ブータン	インド	ネパール	パキスタン	スリランカ	モルディブ
侵害に対する救済	特許	民事	民事、刑事	民事、税関	民事、刑事	民事、税関	民事、刑事	なし
	意匠	民事	なし	民事	民事、刑事	民事	民事、刑事	なし
	商標	民事、刑事、税関	民事、刑事	民事、刑事、税関	民事、刑事	民事、刑事、税関	民事、刑事、税関	なし
	著作権	民事、刑事	民事、刑事	民事、刑事、税関	民事、刑事	民事、刑事、税関	民事、刑事、税関	民事、刑事
侵害に対する関連当局	知的財産庁	専門組織なし	専門組織なし	専門組織なし	専門組織なし	専門組織なし	専門組織なし	専門組織なし
	警察	専門部隊なし	専門組織なし	専門組織なし	専門組織なし	専門組織なし	専門組織なし	専門組織なし
	税関	専門部隊なし	専門組織なし	専門組織なし	専門組織なし	専門組織なし	専門組織なし	専門組織なし
	専門機関	緊急行動部隊(RAB)	専門組織なし	専門組織なし	専門組織なし	FIA, PEMRA	専門組織なし	専門組織なし
知的財産裁判所体系	第一審	民：地方裁判所 刑：治安判事裁判所	Decision of Register	民：地方裁判所 又は一部の高裁 刑：治安判事裁判所	地方裁判所	民：地方裁判所 刑：治安判事裁判所	民：地方裁判所 刑：治安判事裁判所	地方裁判所
	専門裁判所	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
主侵害品		電化製品、機械製品	電化製品	電化製品	電化製品	電化製品	電化製品	電化製品

各国別 知的財産権をめぐる状況

1 バングラデシュ

ネクストイレブンとして今後の成長が期待されているバングラデシュにも模倣品が出回っており、二セモノを本物として販売している状況であるが、例えば中国と比較すると、模倣品のレベルは低いと言える。模倣品の被害は、携帯電話などの電化製品、ミシンなどの機械製品、オートバイや自動車部品を初めとして、洗剤、衣服、化粧品、時計などの日用品雑貨まで及んでいる。特に、医薬品の模倣品も多いが、低水準の品質のため、健康被害を起こすことも報告されている。バングラデシュの模倣品は、意匠権及び商標権を侵害するデザイン模倣が多く、特許権を侵害する技術模倣はあまり報告されていない。模倣品の流入ルートであるが、周辺国である中国やインドからの流入が報告されている。

一方で、バングラデシュの特許意匠商標庁によると、2013 年に出願された意匠権の出願件数は総計 1,232 件であるものの、外国企業によって出願された意匠権の出願件数は 132 件である。外国企業による出願件数が増加傾向であるものの、外国企業が取得している意匠権及び商標権は少ないため、バングラデシュにおける模倣品対策のための更なる知的財産権の出願が必要であると考えられる。

バングラデシュの特許意匠商標庁は、知財インフラの整備、知財法の整備、審査作業などの効率化、人材開発、企業や研究開発機関とのコネクション確立などをミッションに掲

げ、2021 年までに国際標準レベルの審査機能をもつ特許庁になることを目標としているが、現状では、特許意匠商標庁の審査官の人員が限られており、審査の電子化も遅れているために審査が順調に進まず、例えば、商標の登録まで 3 年以上を要している。バングラデシュの法制度は、英領インド時代の司法制度を起源にもつため、憲法、裁判組織なども同様であり、バングラデシュの判例は、イギリス、インド、パキスタンの判例もしばしば引用されている。よって、これらの国における知財戦略を考慮しつつ、対策をとることも重要であろう。

2 ブータン

観光立国であるブータンにも、多くの外国人旅行者が訪れるため、外国著名商標に便乗した模倣品が出回っている。模倣品の被害は、小売店や食品などに及んでいる。ブータンの模倣品は、意匠権及び商標権を侵害するデザイン模倣が多く、特許権を侵害する技術模倣はあまり報告されていない。

ブータンは、2012 年に特許制度を採用した。審査官の審査能力向上のために、2014 年 8 月には、米国特許商標庁の審査官による特許権及び商標権の審査実務に関するトレーニングプログラムも実施され、審査官を中心に、38 人のブータン知財関係者が参加した。

ブータンの主要産業が観光及び農業であることから、ブータン経産省傘下にある知財庁は、ブータン国内に知財システムを広く浸透させることもミッションのひとつとしている。

3 インド

米国通商代表部(USTR)が作成する知的財産権侵害の監視対象国リストにおいて、警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の3段階があるが、インドは、「優先監視国」に指定されている。2014年の「優先監視国」は、中国、パキスタンなどを含む10か国である。インド政府は、この状況を打破すべく、元判事の Prabha Sridevan を議長とした6人をメンバーとする知財シンクタンクの設置を目玉施策の一つとし、知財シンクタンクによるインド知的財産権政策（2016年5月12日付けで公表）の提言の受け入れを通じて、知財政策の改革に取り組んでいる最中である。

インドでは、ジェネリック医薬品業界がITと並ぶ一大産業であることもあり、医薬品に対する特許の効力を弱めるための様々な施策が実施されており、法廷闘争も繰り返されている。ドイツ・バイエル社が所有するがん治療薬に対するインド製薬メーカーへの強制実施権の発動が大きな騒動となったことは記憶に新しい。

また、最近では、スウェーデンのエリクソン社による、インド最大手のスマートフォンメーカーであるマイクロマックス社への提訴に対して、デリー高等裁判所がマイクロマックス社に対してロイヤルティ支払を命じたり、エリクソン社による中国最大手のスマートフォンメーカーであるシャオミ社への提訴に対して、デリー高等裁判所が一方的差止請求権を認めたりするなど、医薬品以外の分野における特許訴訟も活発になってきた。

4 ネパール

既製服及びカーペットなどが主要貿易品目であるネパールは、インドと国境を接していることもあり、最大の主要貿易国がインドである。そのため、インドで流通する模倣品がネパールに流れてくることが多いと報告されている。

一方で、ネパール国内で流通する模倣品への対策として、ネパールで意匠権及び商標権の取得を試みても、ネパール特許庁の審査遅延によりタイムリーに権利化が進まないことが報告されている。ネパール特許庁の組織には、ネパール産業局の局長の配下に 5 人の Director がおり、そのうちの一人がネパール特許庁長官となっている。産業局の職員が特許審査業務も兼任していることが審査遅延の一つの理由とも言われている。そのため、ネパールで流通する模倣品対策の一つの手段として、インド国内で流通する模倣品に対する対策を取ることが鍵となるとも言える。

5 パキスタン

米国通商代表部(USTR)が作成する知的財産権侵害の監視対象国リストにおいて、警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の 3 段階があるが、パキスタンは、「優先監視国」に指定されている。

パキスタンでは、2012 年からパキスタンの知財にかかわる法律の制定が保留されていた

が、パキスタン政府は、パキスタン政策委員会の知的財産権機関のメンバーとして首相を任命するなど、USTR が指定する「優先監視国」から外れるための施策を推奨している。

一方で、パキスタンの市場経済政策研究所(PRIME)は、知的財産権インデックススコアと国民一人あたりの GDP との関係を示す知的財産権インデックス(IPRI)において、世界 96 か国のうち、パキスタンが第 86 位であると発表した。ちなみに、南アジア各国の順位は、インド第 46 位、スリランカ第 59 位、ネパール第 78 位、バングラデシュ第 96 位である。パキスタンが、パキスタンの国民一人あたりの GDP と同じレベルであるインドにも差を付けられていることなどを考慮すれば、知的財産権インデックスにおいてパキスタンが下位に甘んじている理由は、財政や貿易によるものではなく、国内の知財制度によることは明確であり、乗り越える壁は大きいと言える。

6 スリランカ

スリランカは、インドと同様にイギリスから知的財産権法を受け継いだが、スリランカ政府は、WIPO の発展途上国を対象としたモデル法をベースに、1978 年にスリランカ知的財産法を制定した。スリランカでは、年間、約 500 程度の特許出願がされているが、スリランカ企業による特許出願の割合と、外国企業による特許出願の割合とを比較すると、凡そ半々である一方で、登録特許比率をみると、外国企業による登録が約 70%を占める。

2014 年 12 月に発表されたグローバルイノベーションリストによると、スリランカは世

界 143 か国のうち第 105 位となっている。スリランカが南アジアの知識ハブを目指すのであれば、自らのイノベーションを特許によって保護する活動を活発に行う必要があると考える。

7 モルディブ

モルディブ政府は、特許法、意匠法、商標法を採用していないが、商標は、モルディブ貿易省の規則にて保護されている。保護対象を会社名のみとし、モルディブ企業及び外国企業を問わずロゴやデザインなどは保護対象外としている。モルディブ政府は、これらの登録情報を公開していないため、どのような会社名が登録されているか確認することができない。登録した会社名を使用する侵害者が現れた場合、権利者は、裁判所に訴えを行うことができる。

第 2 章

まずは権利を取得しよう

各国別 権利取得の流れ

P.17

1 バングラデシュ P17

2 ブータン P25

3 インド P33

4 ネパール P41

5 パキスタン P49

6 スリランカ P57

7 モルディブ P65

本冊子のフローは、手続きの流れを大まかに把握できるように概略的に記載したものになっています。より詳細な手続きの流れや最終的な内容の確認等については、現地の原文法令において行われるようお願いします。

各国別 権利取得の流れ

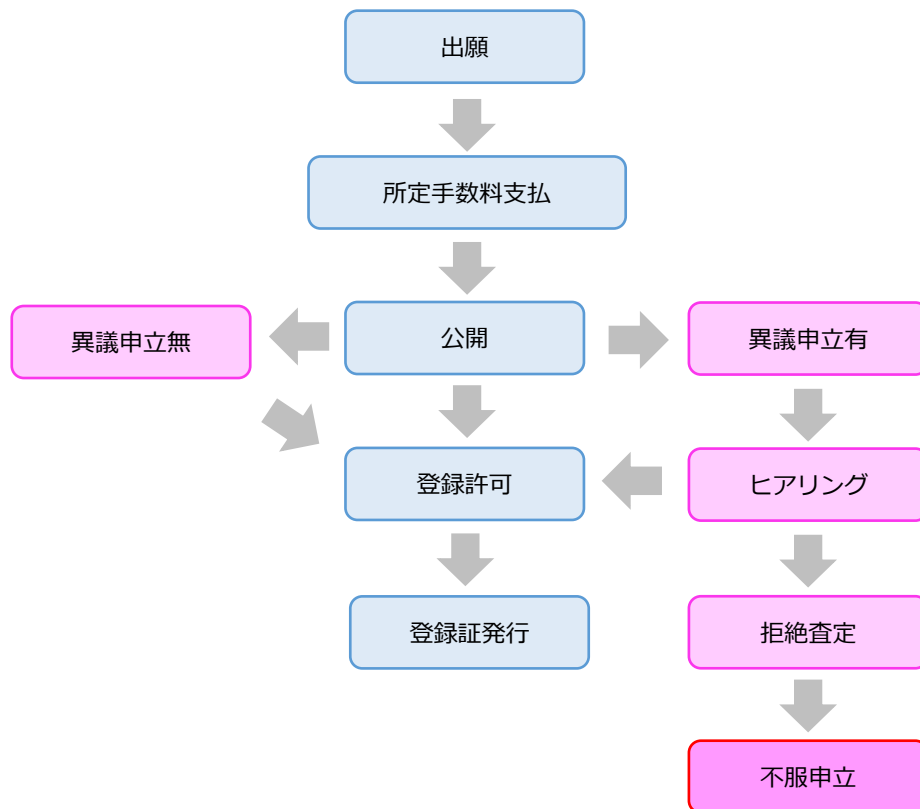
1 バングラデシュ

1・面積	約 14 万 4,000 平方キロメートル
2・人口	約 1 億 5,250 万人
3・首都	ダッカ
4・民族	ベンガル人が大部分を占める。
5・言語	ベンガル語
6・主要産業	衣料品・縫製品産業、農業
7・実質 GDP	1,156 億ドル（2013 年度：バングラデシュ中央銀行）
8・一人当たり GDP	960 ドル（2013 年度：バングラデシュ統計局）
9・経済成長率	6.18%（2013 年度：バングラデシュ統計局）
10・通貨	タカ

出典：外務省ホームページ

① 著作権

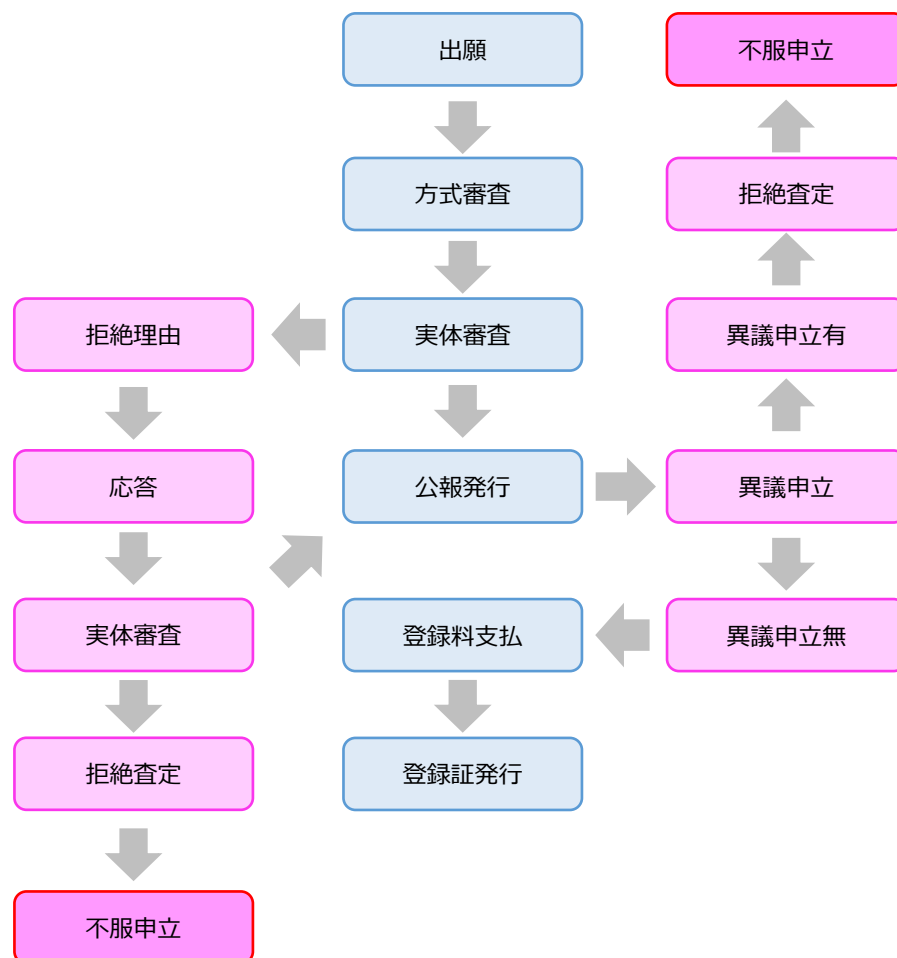
バングラデシュにおける著作権登録出願の流れ



② 特許

バングラデシュ特許意匠法は、審査請求制度を採用していない。

バングラデシュにおける特許出願の流れ



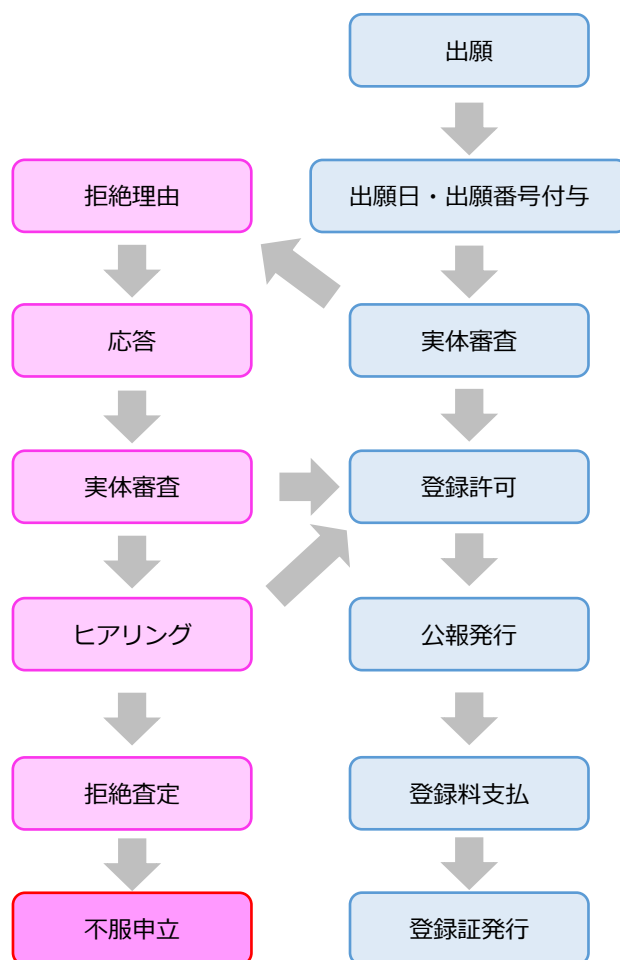
バングラデシュにおける特許登録出願件数及び登録件数

年度	出願件数	登録件数
2008	338	37
2009	330	131
2010	342	97
2011	306	85
2012	354	153

③ 意匠

Bangladesh 特許意匠法は、複数意匠出願を採用している。

Bangladesh における意匠登録出願の流れ

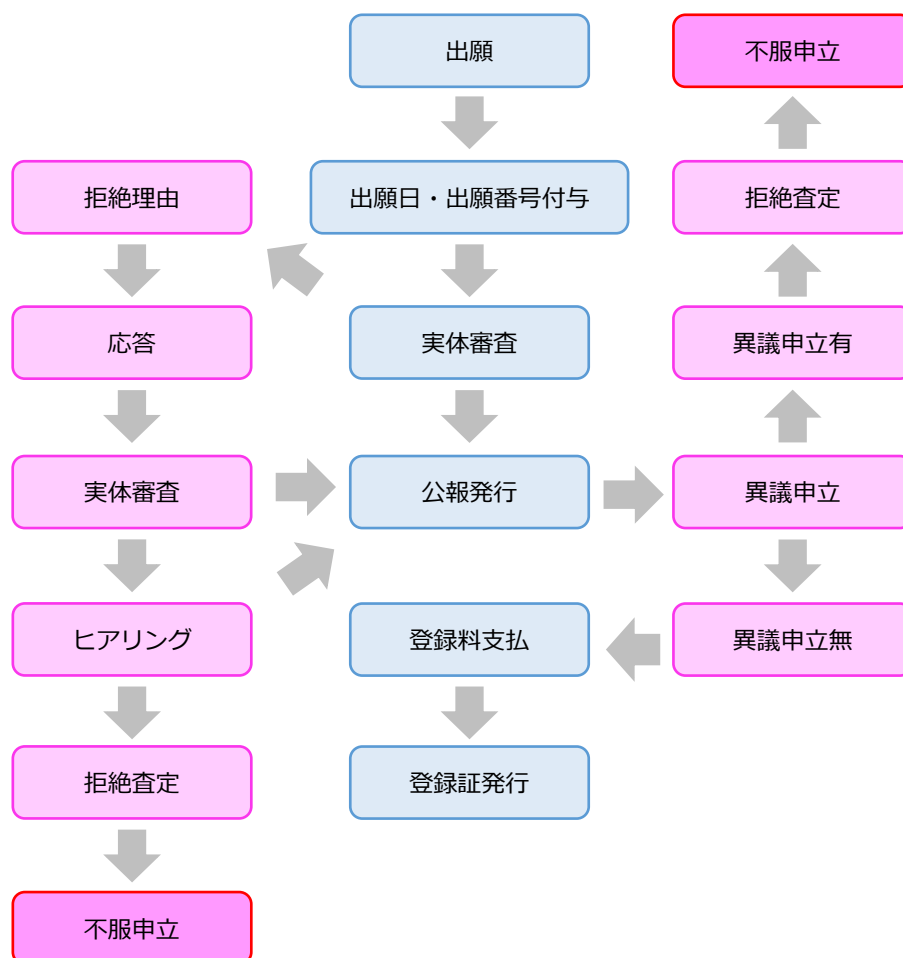


バングラデシュにおける意匠登録出願件数及び登録件数

年度	出願件数	登録件数
2009	992	394
2010	896	824
2011	1,297	646
2012	1,198	1,156
2013	1,232	984

④ 商標

バングラデシュにおける商標登録出願の流れ



Bangladeshにおける商標登録出願及び登録件数

年度	出願件数	登録件数
2009	9,306	1,079
2010	10,228	1,519
2011	11,645	1,409
2012	11,429	2,520
2013	11,581	3,021

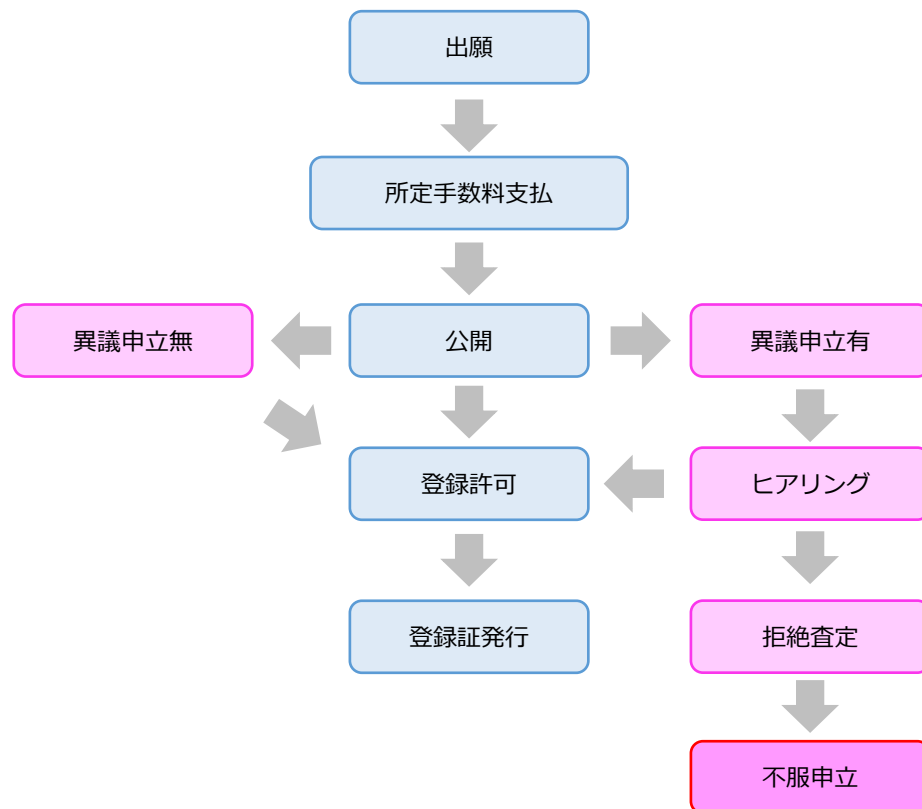
2 ブータン

1・面積	約 38,394 平方キロメートル
2・人口	約 75.3 万人
3・首都	ティンプー
4・民族	チベット系、東ブータン先住民、ネパール系等
5・言語	ゾンカ語等
6・主要産業	農業（米、麦他）、林業、電力
7・実質 GDP	17 億ドル（2013 年度：世銀資料）
8・一人当たり GDP	2,362 ドル（2013 年度：世銀資料）
9・経済成長率	2.0%（2013 年度：世銀資料）
10・通貨	ニュルタム

出典：外務省ホームページ

① 著作権

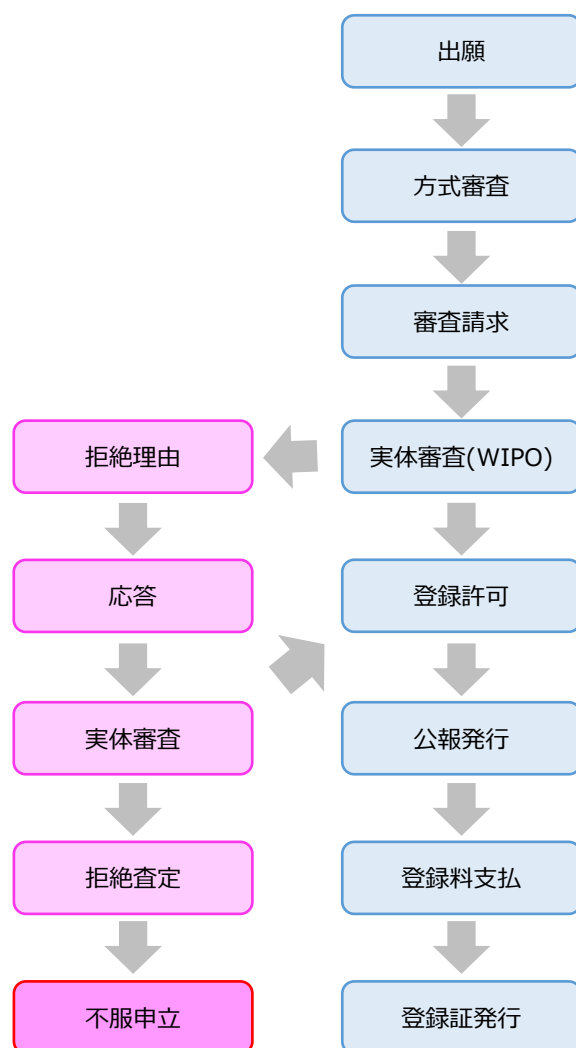
ボタンにおける著作権登録出願の流れ



② 特許

ブータンにおける特許制度が導入されたのは2012年であり、特許出願の実体審査は、WIPOにて行われる。

ブータンにおける特許出願の流れ

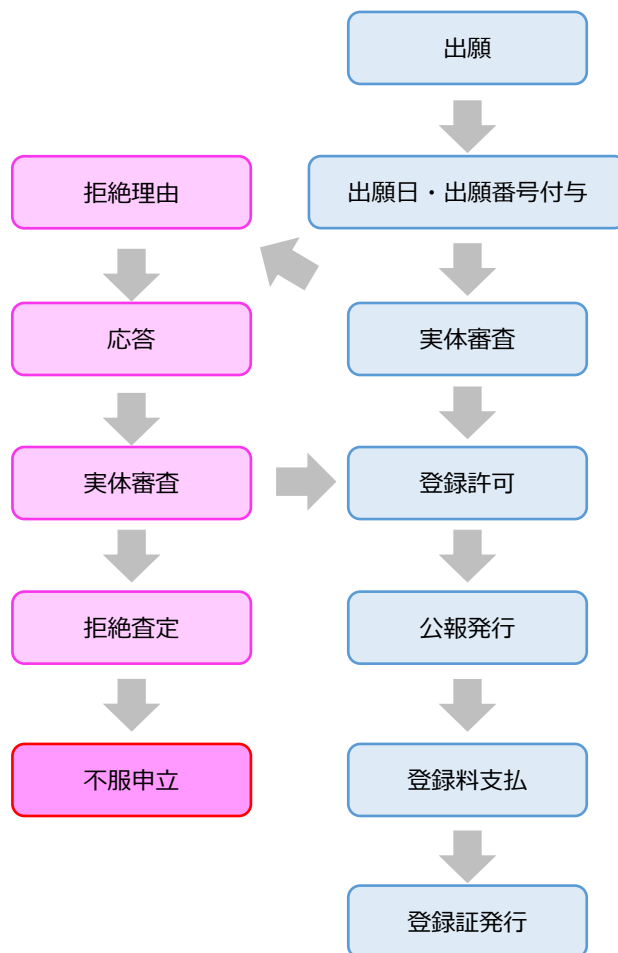


ボタンにおける特許登録出願件数及び登録件数

年度	出願件数	登録件数
2012	4	6
2013	2	0

③ 意匠

ブータンにおける意匠登録出願の流れ

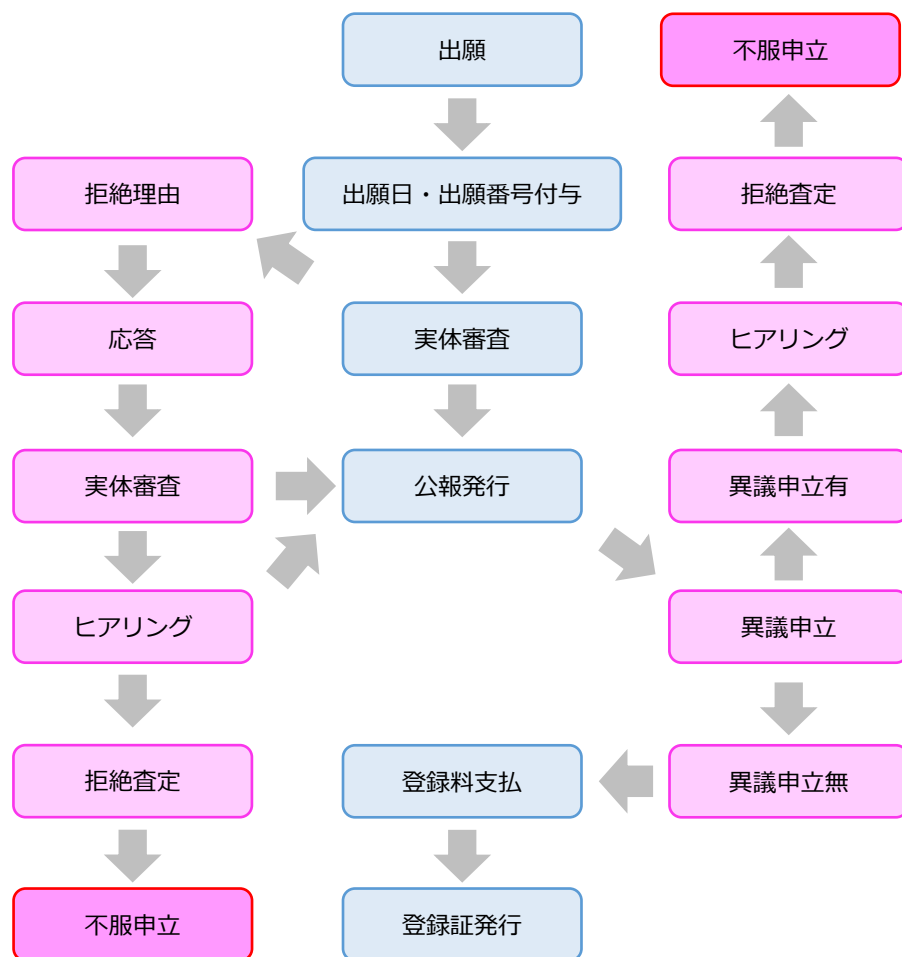


ボタンにおける意匠登録出願件数及び登録件数

年度	出願件数	登録件数
2011	2	2
2012	2	2
2013	2	0

④ 商標

ブータンにおける商標登録出願の流れ



ブータンにおける商標登録出願及び登録件数

年度	出願件数	登録件数
2009	599	599
2010	599	599
2011	818	772
2012	835	841
2013	870	1,003

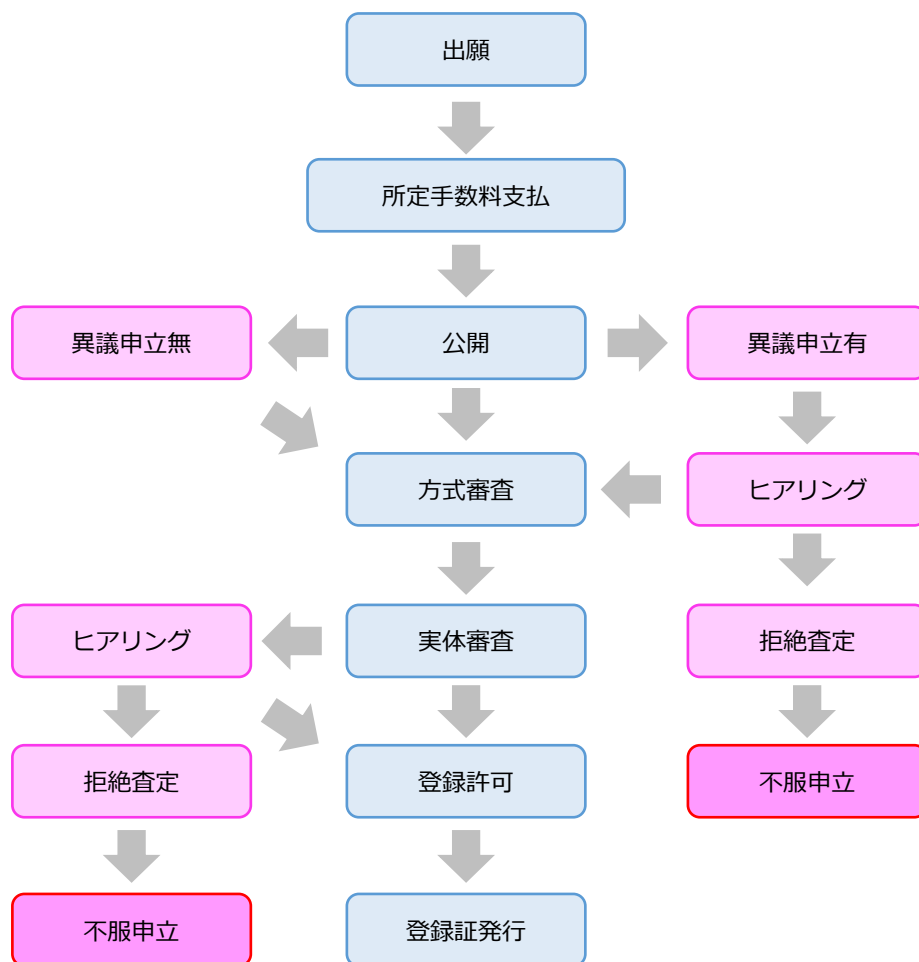
3 インド

1・面積	約 328 万 7,469 平方キロメートル
2・人口	約 12 億 1,057 万人
3・首都	ニューデリー
4・民族	インド・アーリヤ族、ドラビダ族、モンゴロイド族等
5・言語	連邦公用語はヒンディー語、他の言語が 21
6・主要産業	農業、工業、鉱業、IT 産業
7・実質 GDP	2 兆 669 億ドル（2014 年度：世銀資料）
8・一人当たり GDP	1,630 ドル（2014 年度：世銀資料）
9・経済成長率	7.3%（2014 年度：インド政府資料）
10・通貨	ルピー

出典：外務省ホームページ

① 著作権

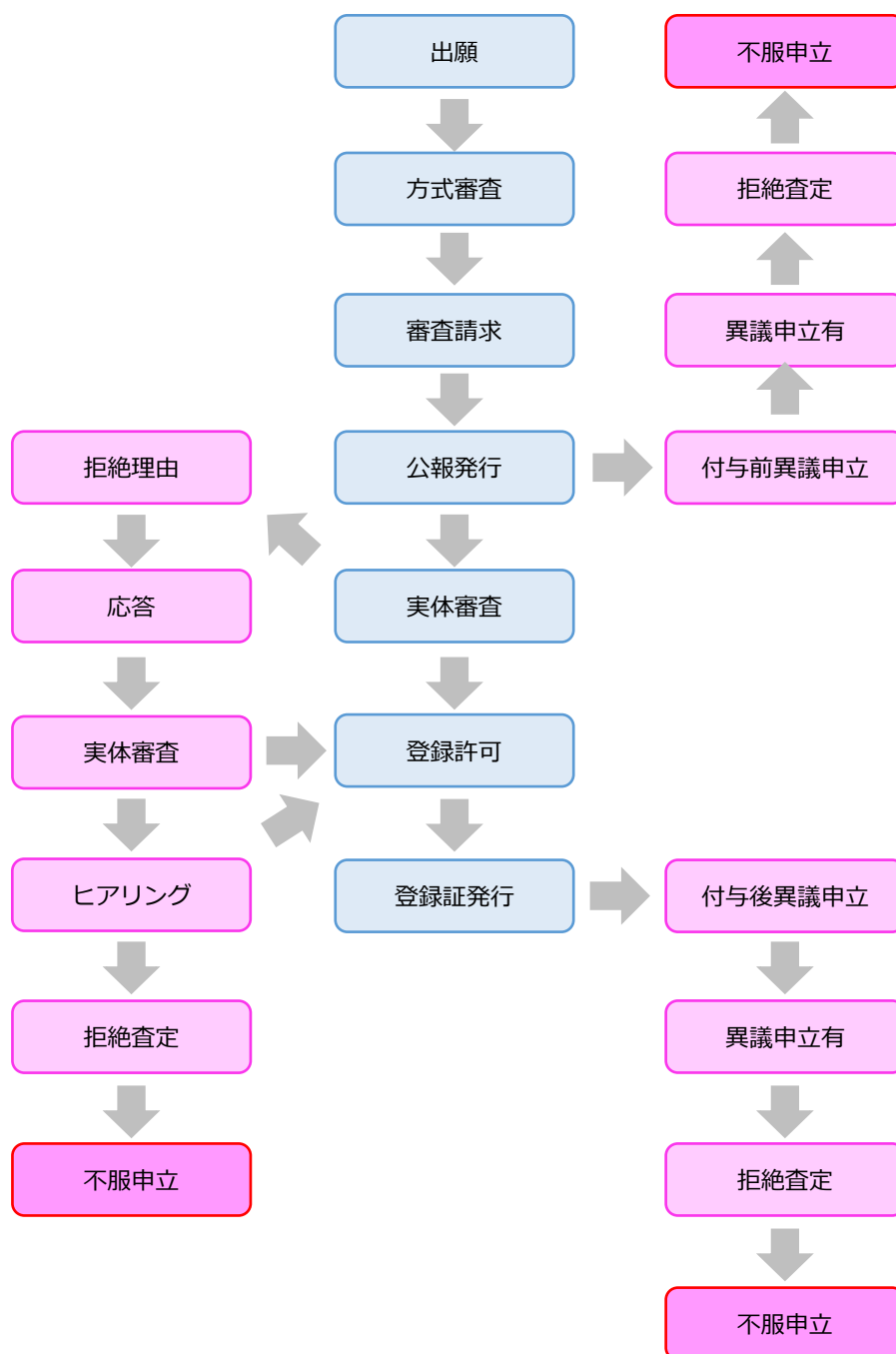
インドにおける著作権登録出願の流れ



② 特許

インド特許法は、特許付与前及び付与後の異議申立制度を採用している。

インドにおける特許出願の流れ

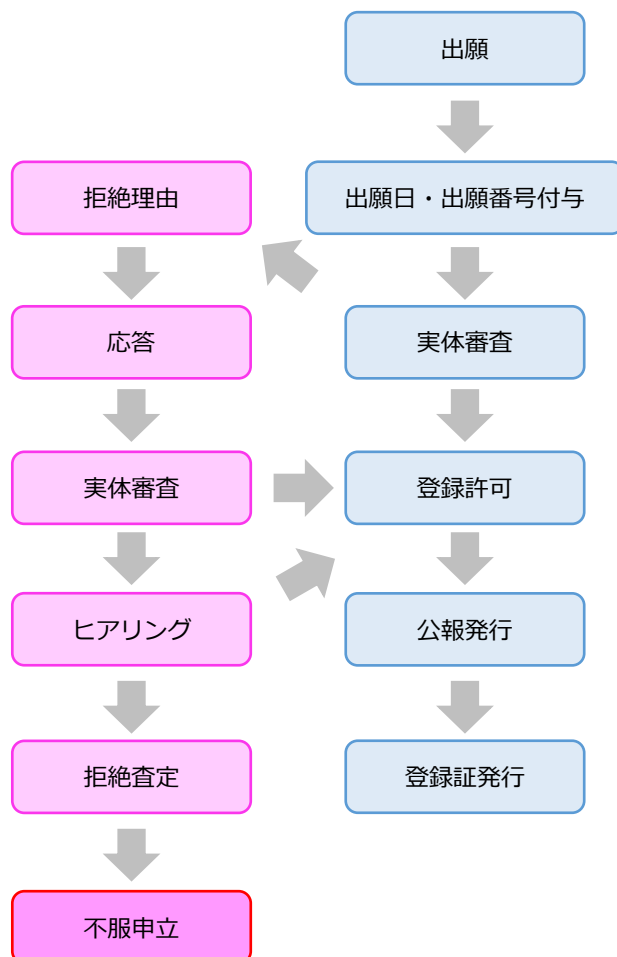


インドにおける特許登録出願件数及び登録件数

年度	出願件数	登録件数
2008	36,182	16,060
2009	34,287	6,168
2010	39,400	7,500
2011	43,197	4,381
2012	43,674	4,126

③ 意匠

インドにおける意匠登録出願の流れ

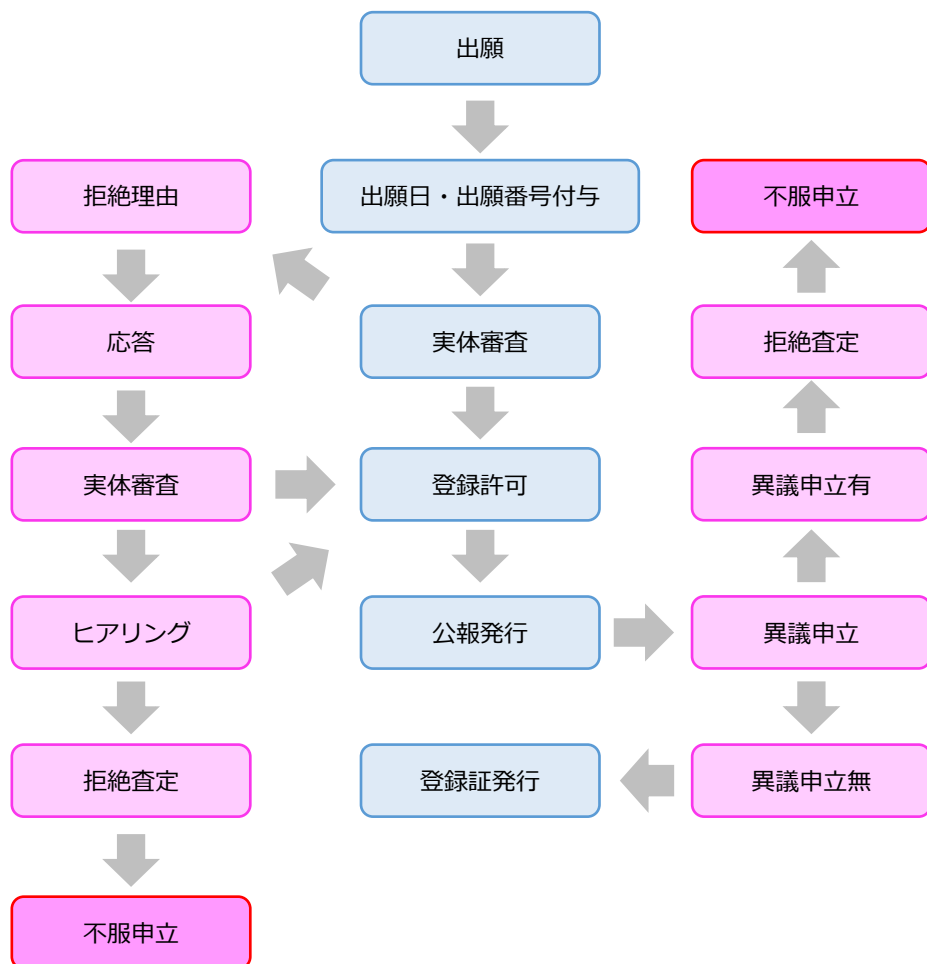


インドにおける意匠登録出願件数及び登録件数

年度	出願件数	登録件数
2008	6,557	4,772
2009	6,092	6,025
2010	7,589	9,208
2011	8,373	6,590
2012	8,337	7,252

④ 商標

インドにおける商標登録出願の流れ



インドにおける商標登録出願及び登録件数

年度	出願件数	登録件数
2008	130,172	102,257
2009	141,943	54,814
2010	179,317	115,472
2011	183,588	51,735
2012	194,216	44,361

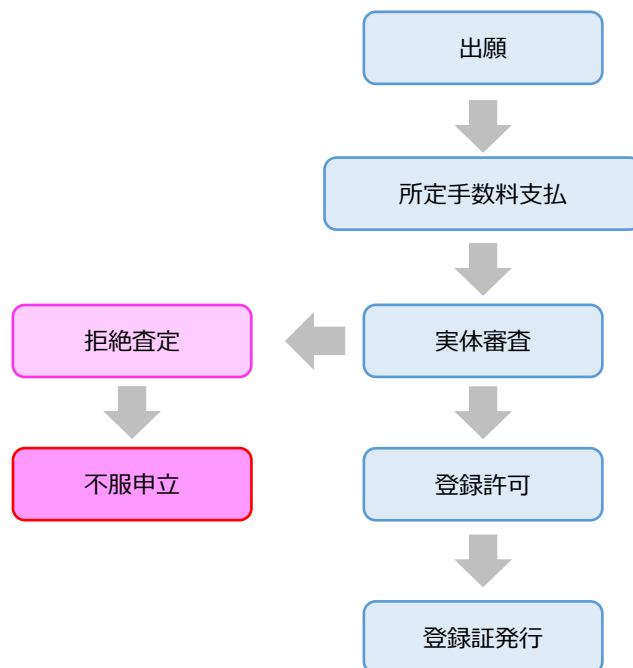
4 ネパール

1・面積	約 14.7 万平方キロメートル
2・人口	約 2,649 万人
3・首都	カトマンズ
4・民族	パルバテ・ヒンドゥー、マガル、タルー、タマン、 ネワール等
5・言語	ネパール語
6・主要産業	農林業、貿易・卸売り業、交通・通信業
7・実質 GDP	約 221.41 億ドル
8・一人当たり GDP	約 703 ドル
9・経済成長率	5.5%（2013/2014 年度：ネパール中央統計局）
10・通貨	ネパール・ルピー

出典：外務省ホームページ

① 著作権

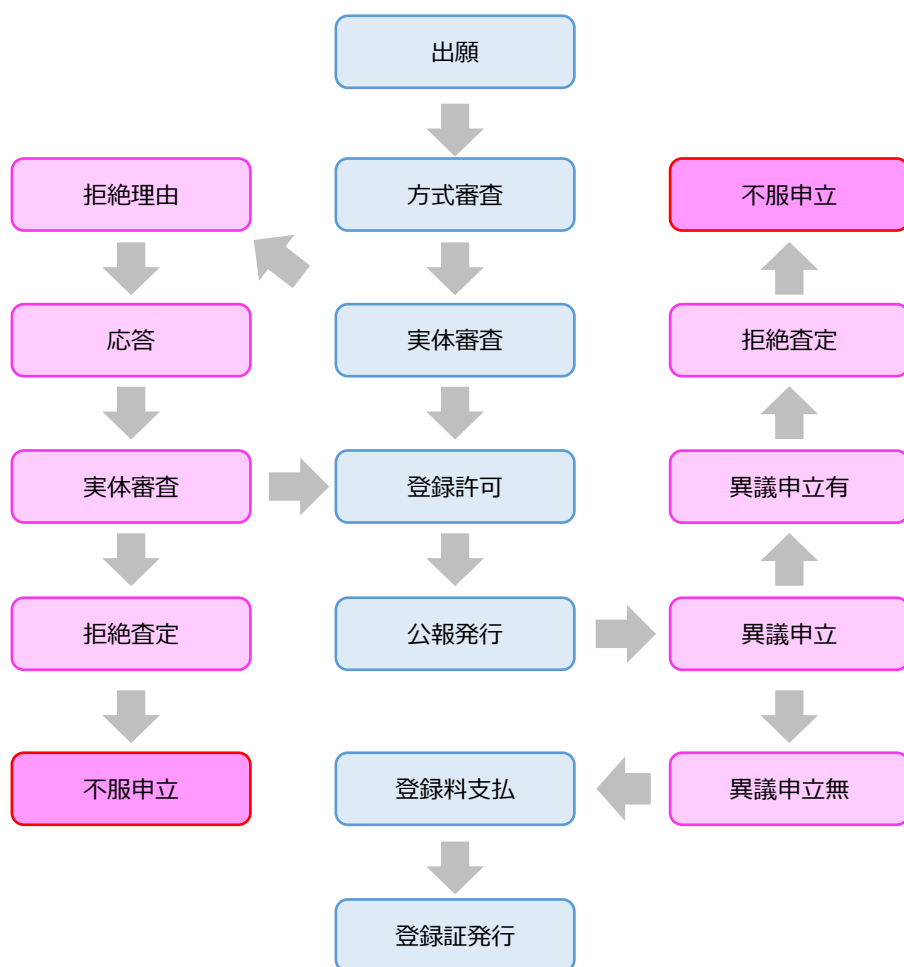
ネパールにおける著作権登録出願の流れ



② 特許

ネパール特許法は、審査請求制度を採用していない。

ネパールにおける特許出願の流れ

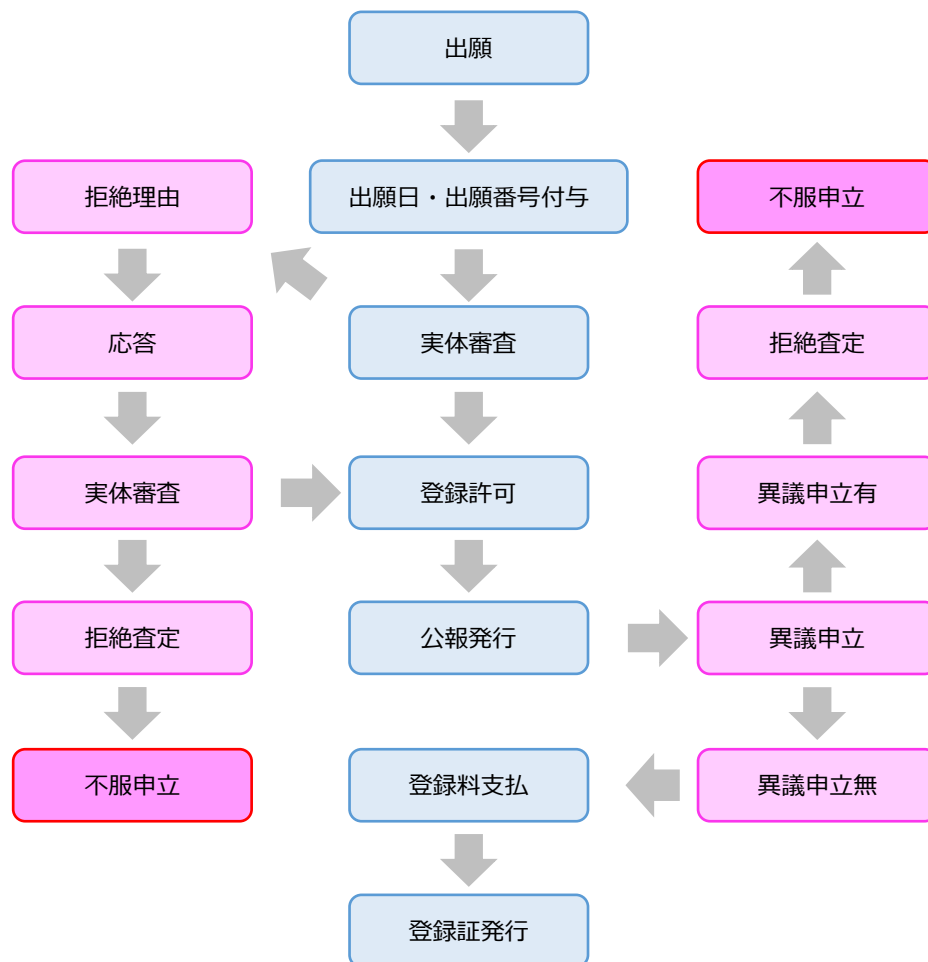


ネパールにおける特許登録出願件数及び登録件数

年度	出願件数	登録件数
2011	23	2
2012	17	2
2013	30	1

③ 意匠

ネパールにおける意匠登録出願の流れ

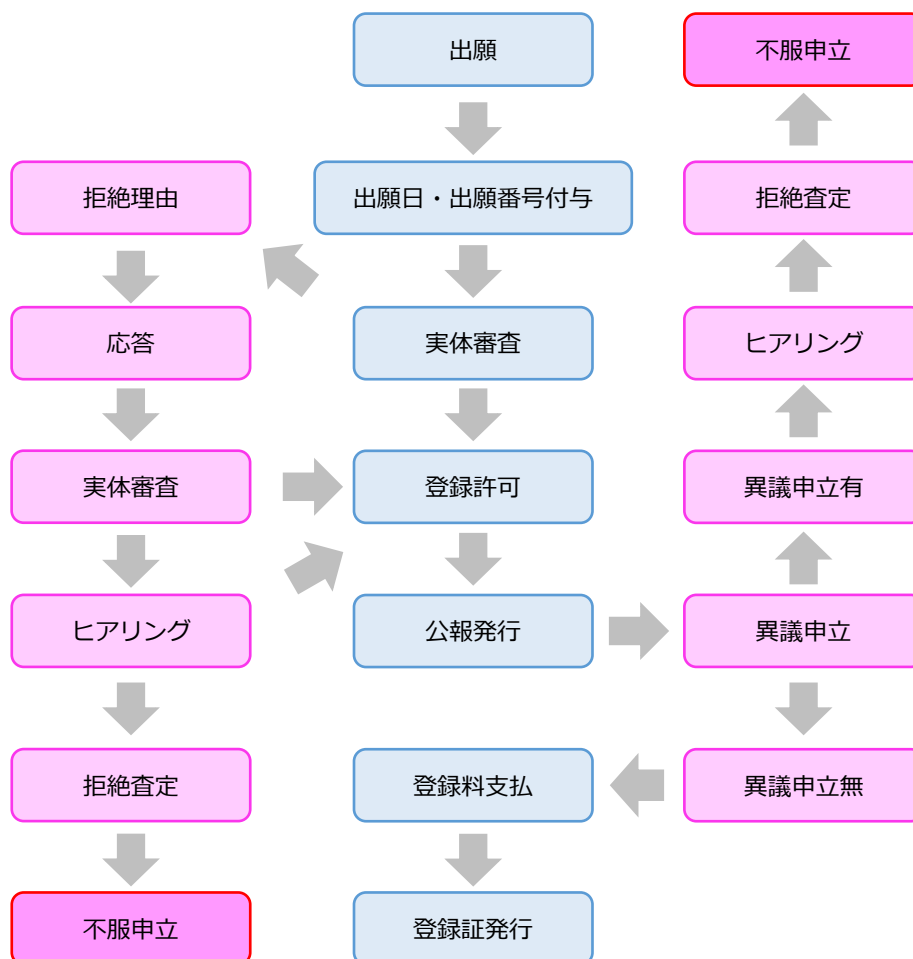


ネパールにおける意匠登録出願件数及び登録件数

年度	出願件数	登録件数
2011	21	-
2012	16	20
2013	56	-

④ 商標

ネパールにおける商標登録出願の流れ



ネパールにおける商標登録出願及び登録件数

年度	出願件数	登録件数
2011	3,583	1,381
2012	3,961	1,916
2013	3,832	2,610

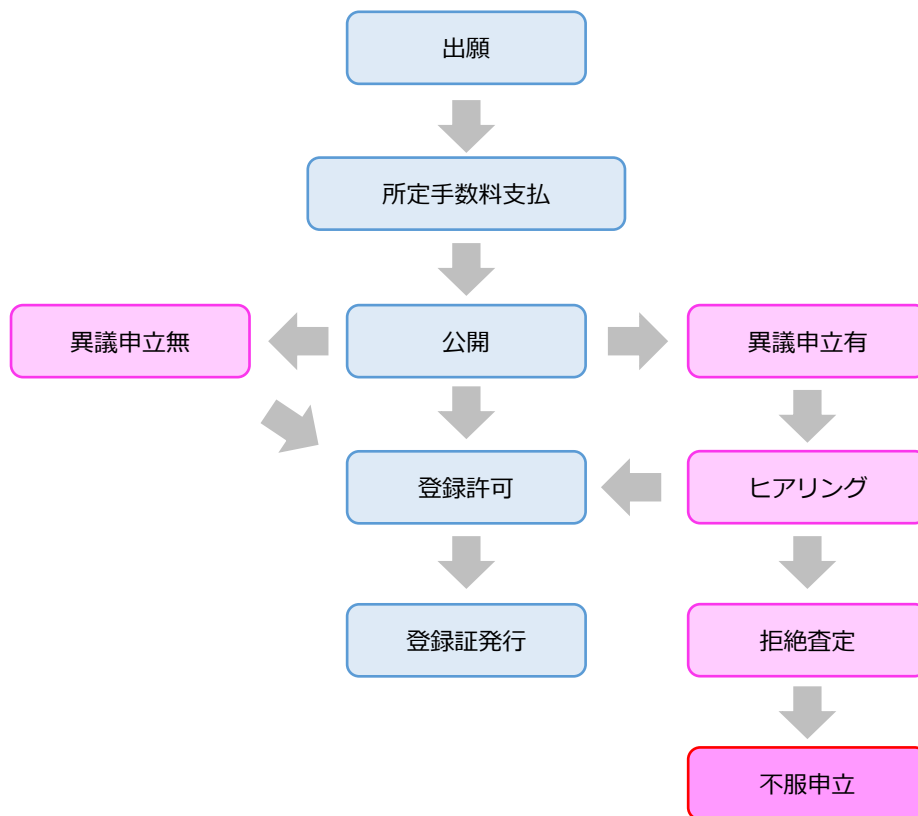
5 パキスタン

1・面積	約 79.6 万平方キロメートル
2・人口	約 1 億 8,802 万人
3・首都	イスラマバード
4・民族	パンジャブ人, シンド人, パシュトゥーン人, バローチ人
5・言語	ウルドゥー語、英語
6・主要産業	農業、繊維産業
7・実質 GDP	2,501 億ドル
8・一人当たり GDP	1,413 ドル（2014 年度：パキスタン中央銀行）
9・経済成長率	4.1%（2013／2014 年度：パキスタン経済白書）
10・通貨	パキスタン・ルピー

出典：外務省ホームページ

① 著作権

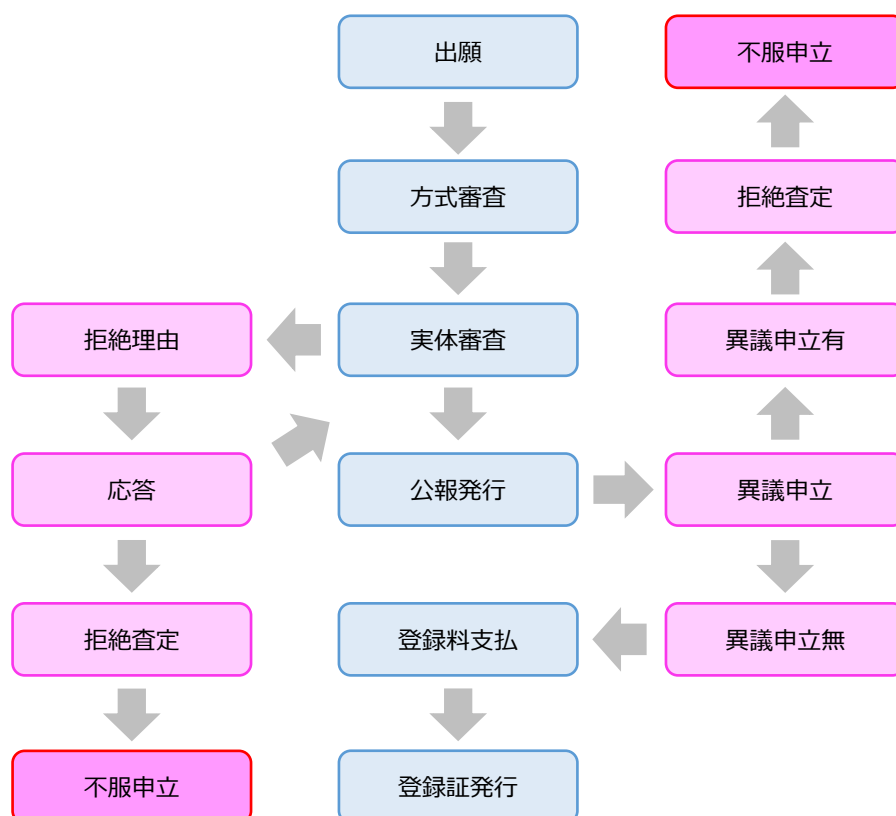
パキスタンにおける著作権登録出願の流れ



② 特許

パキスタン特許法は、審査請求制度を採用していない。

パキスタンにおける特許出願の流れ

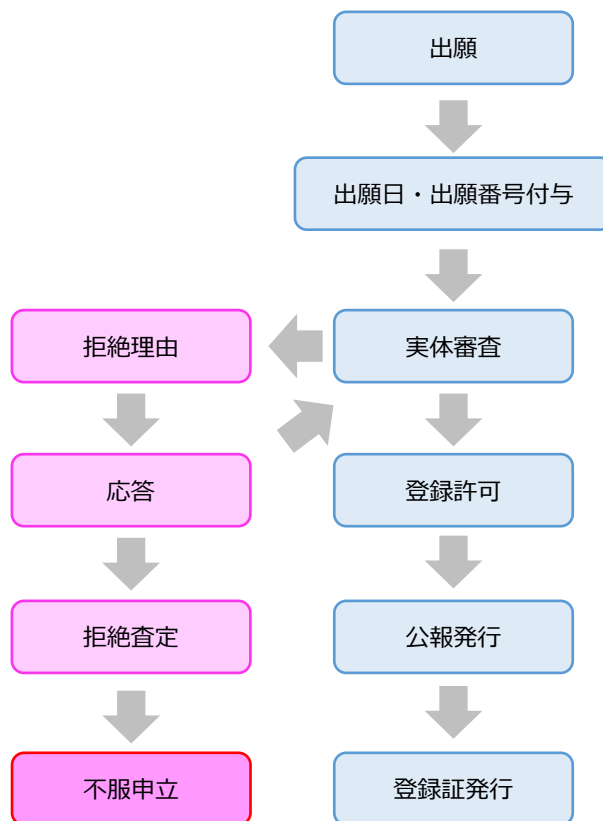


パキスタンにおける特許登録出願件数及び登録件数

年度	出願件数	登録件数
2009	1,212	-
2010	1,094	-
2011	953	-
2012	894	-
2013	654	-

③ 意匠

パキスタンにおける意匠登録出願の流れ

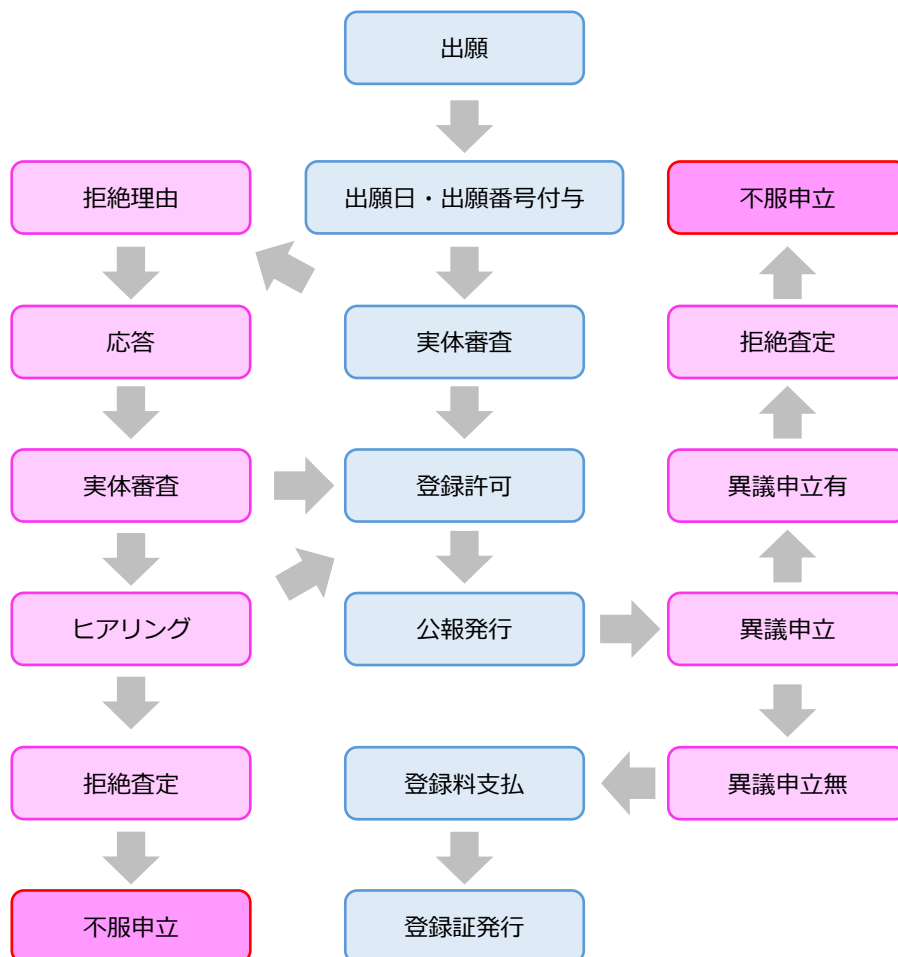


パキスタンにおける意匠登録出願件数及び登録件数

年度	出願件数	登録件数
2010	549	516
2011	905	588
2012	494	361
2013	457	372

④ 商標

パキスタンにおける商標登録出願の流れ



パキスタンにおける商標登録出願及び登録件数

年度	出願件数	登録件数
2009	15,734	4,387
2010	-	-
2011	18,478	6,111
2012	19,665	6,442
2013	20,822	9,305

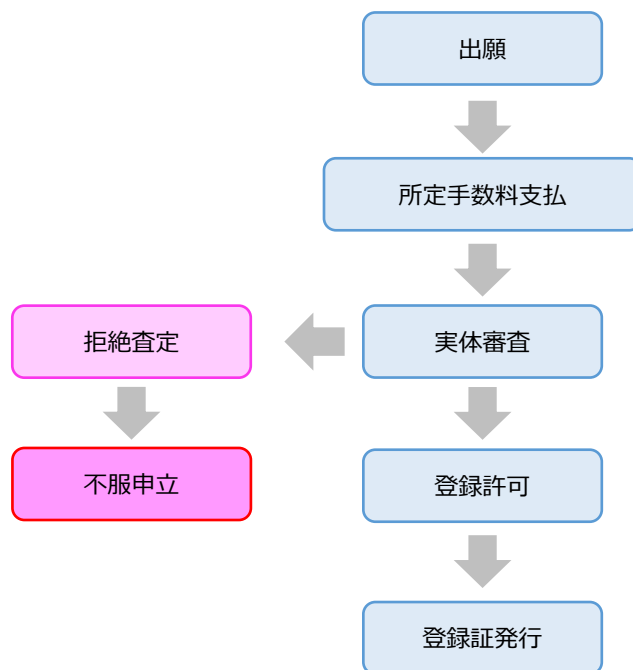
6 スリランカ

1・面積	約 6 万 5,607 平方キロメートル
2・人口	約 2,048 万人
3・首都	スリ・ジャヤワルダナプラ・コッテ
4・民族	シンハラ人（72.9%）、タミル人（18.0%）、スリラン カ・ムーア人（8.0%）
5・言語	シンハラ語、タミル語、英語
6・主要産業	農業（紅茶、ゴム、ココナツ、米作）、繊維業
7・実質 GDP	672 億ドル（2013 年：世界銀行）
8・一人当たり GDP	3,280 ドル（2013 年度）
9・経済成長率	7.3%（2013 年度）
10・通貨	ルピー

出典：外務省ホームページ

① 著作権

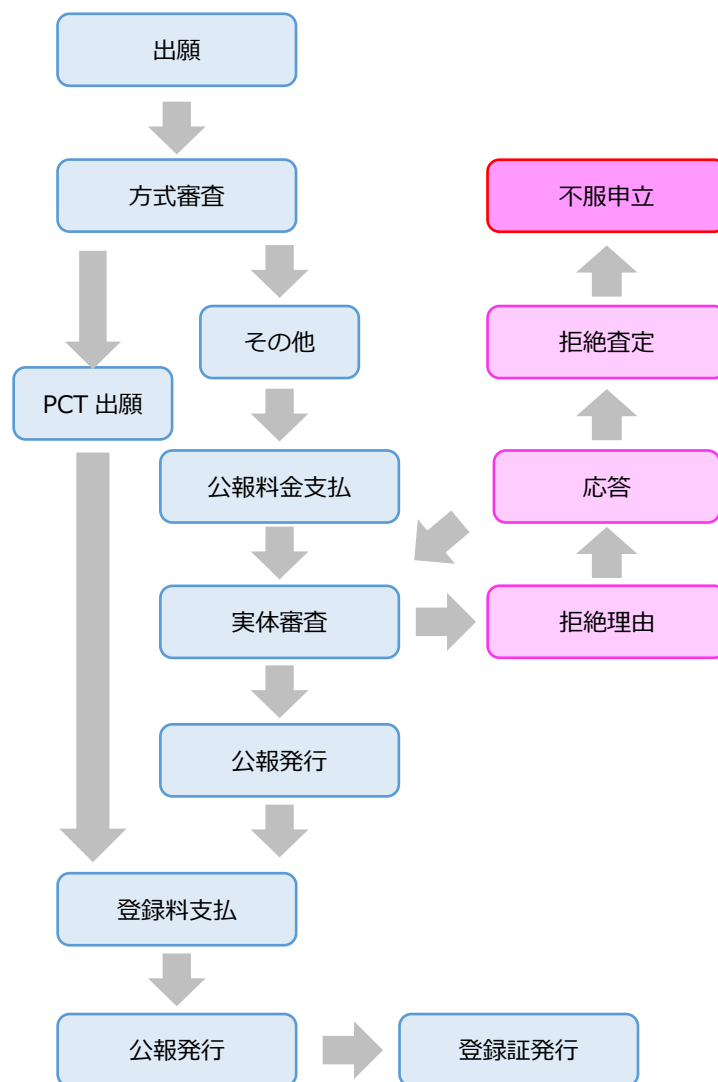
スリランカにおける著作権登録出願の流れ



② 特許

スリランカ特許法は、審査請求制度を採用していない。

スリランカにおける特許出願の流れ

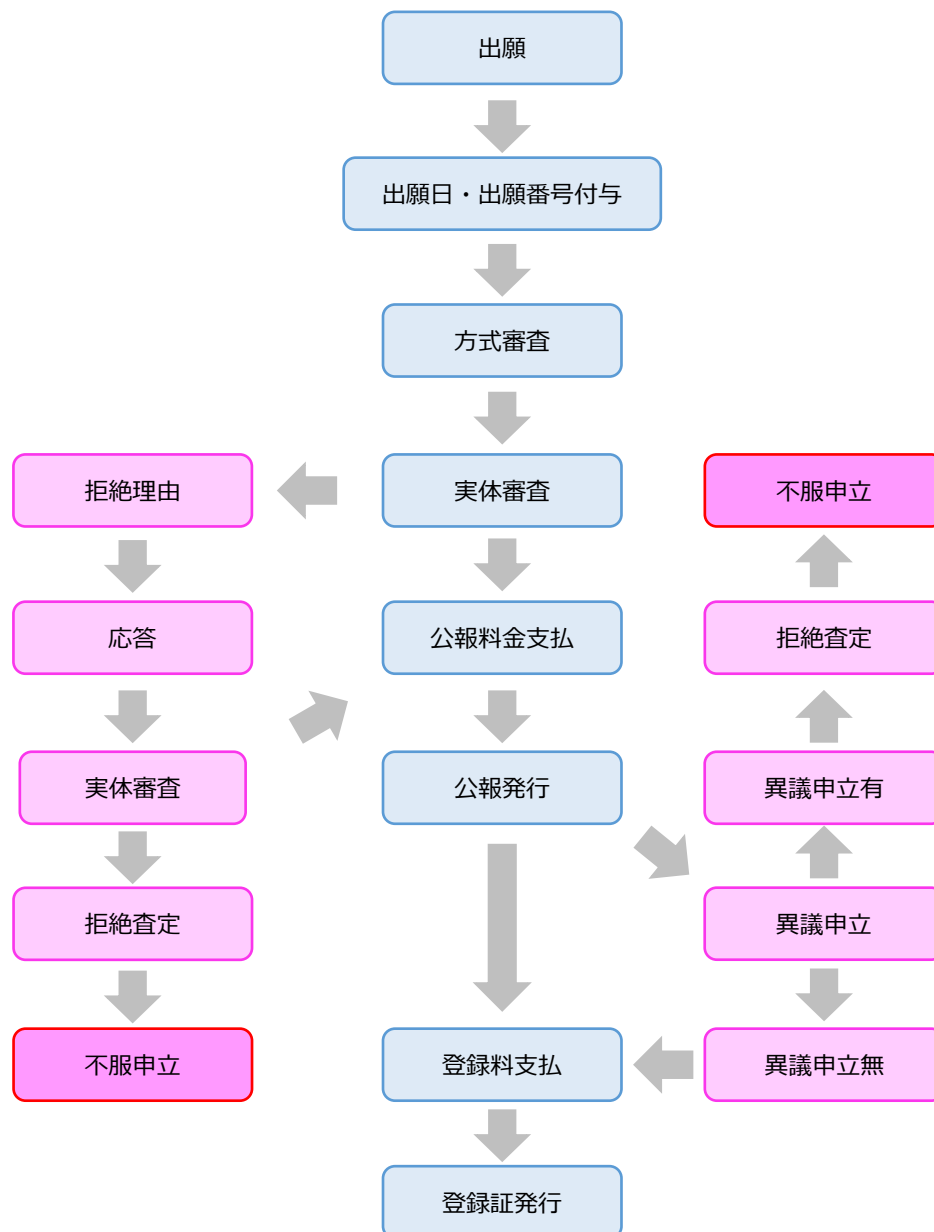


スリランカにおける特許登録出願件数及び登録件数

年度	出願件数	登録件数
2009	402	265
2010	460	504
2011	429	272
2012	539	126
2013	516	236

③ 意匠

スリランカにおける意匠登録出願の流れ

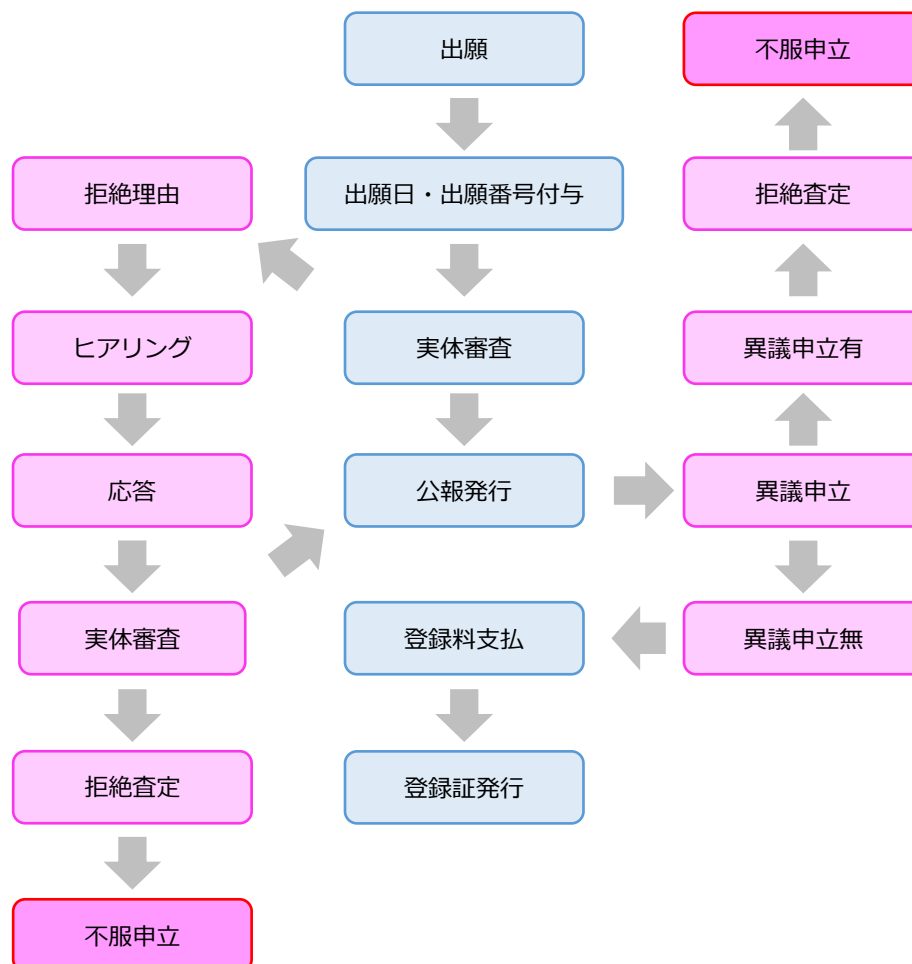


スリランカにおける意匠登録出願件数及び登録件数

年度	出願件数	登録件数
2009	313	274
2010	284	265
2011	443	109
2011	394	88
2012	359	130

④ 商標

スリランカにおける商標登録出願の流れ



スリランカにおける商標登録出願及び登録件数

年度	出願件数	登録件数
2009	4,927	2,718
2010	6,244	1,039
2011	7,657	1,379
2012	9,116	1,349
2013	8,825	926

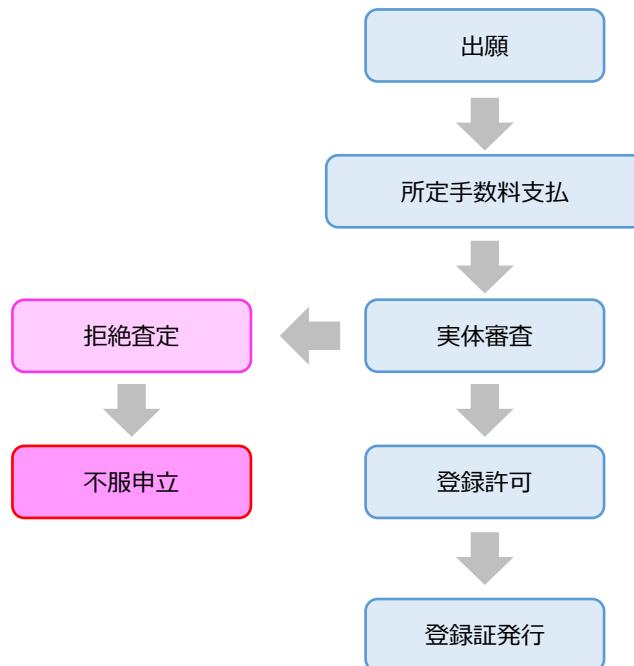
7 モルディブ

1・面積	約 298 平方キロメートル
2・人口	約 34.5 万人
3・首都	マレ
4・民族	モルディブ人
5・言語	ディベヒ語
6・主要産業	漁業及び観光
7・実質 GDP	23 百万億ドル（2013 年度）
8・一人当たり GDP	6,666 ドル（2013 年度）
9・経済成長率	3.7%（2013 年度）
10・通貨	ルフィア

出典：外務省ホームページ

① 著作権

モルディブにおける著作権登録出願の流れ



② 特許

モルディブは、特許法を採用していない。

③ 意匠

モルディブは、意匠法を採用していない。

④ 商標

モルディブは、商標法を採用していない。

第 3 章

ニセモノが出てしまったら？

各国別 法執行の流れ

P.69

1 バングラデシュ P69

2 ブータン P71

3 インド P73

4 ネパール P75

5 パキスタン P77

6 スリランカ P79

7 モルディブ P81

各国別 法執行の流れ

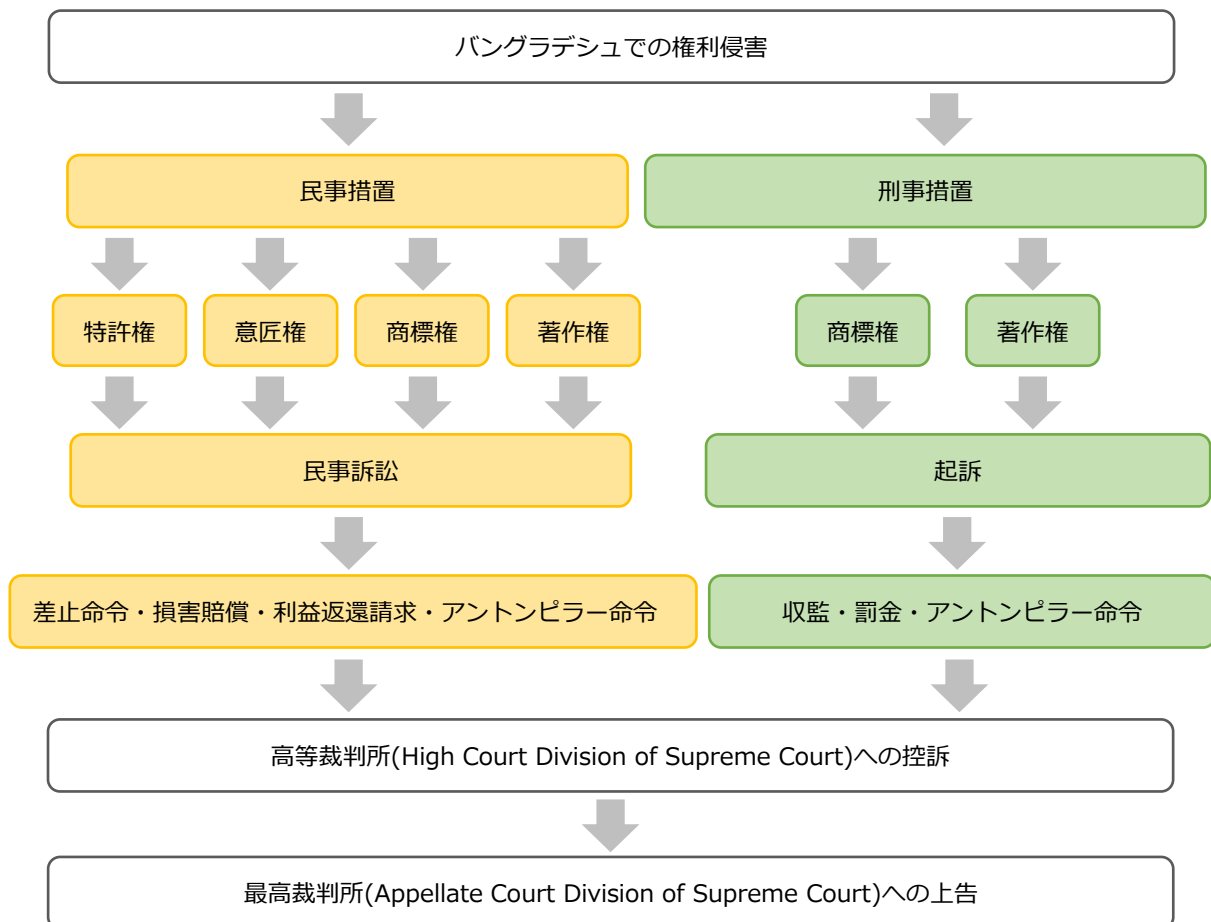
1 バングラデシュ

① 刑事措置

② 民事措置

バングラデシュにおける民事上の救済手段の一つとして差止命令があるが、差止命令の種類として、恒久的差止命令、仮差止命令、一方的差止命令がある。

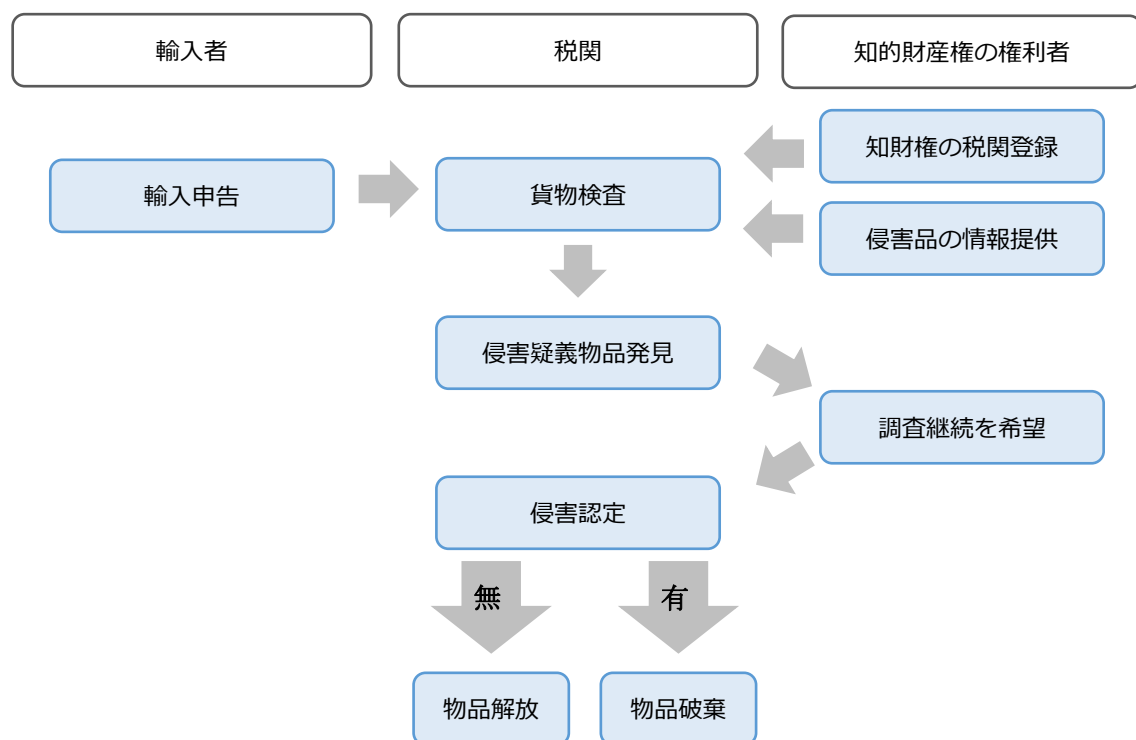
バングラデシュにおける刑事措置及び民事措置の流れ



③ 水際措置

バングラデシュの水際措置において、知的財産権の権利者は、税関に対して、知財権の税関登録、侵害品の情報提供を行うことができるが、税関調査を継続する場合には、税関に対する担保金の支払いが必要である。

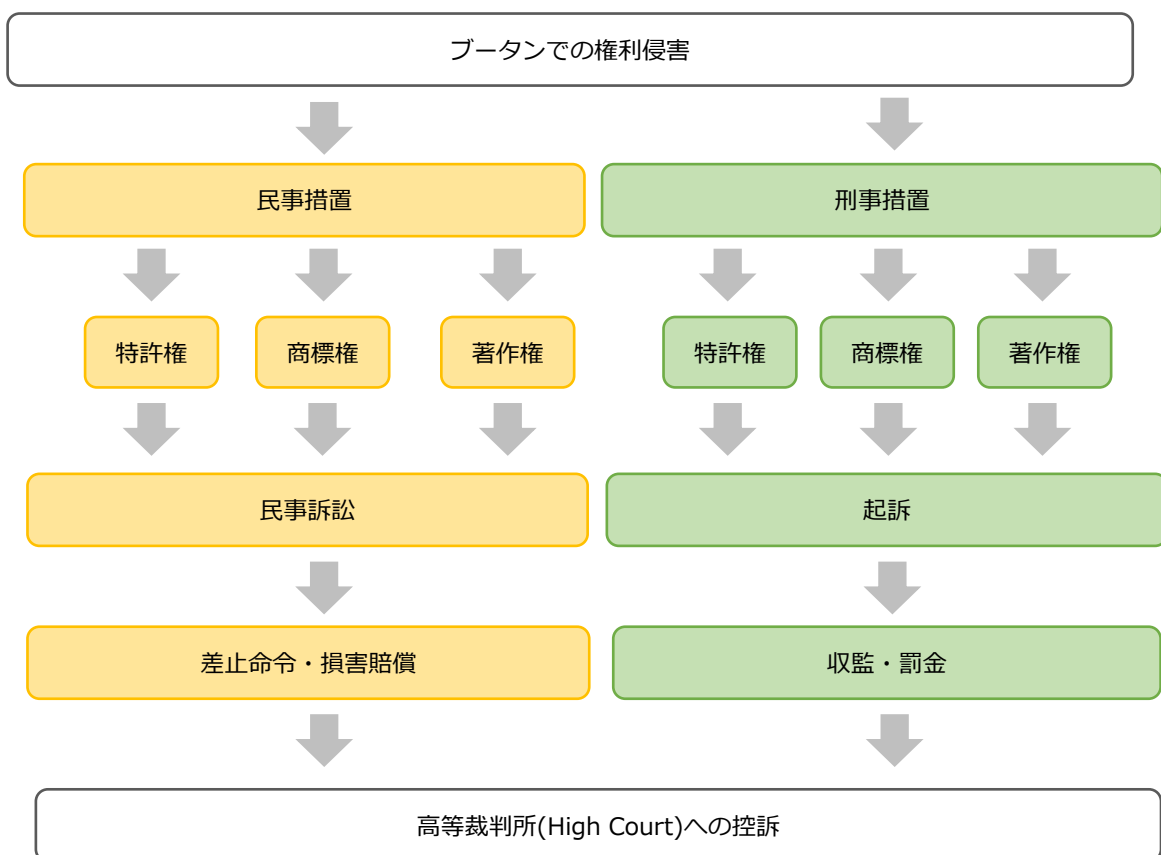
バングラデシュにおける水際措置の流れ



2 ブータン

- ① 刑事措置
- ② 民事措置

ブータンにおける刑事措置及び民事措置の流れ



③ 水際措置

ブータンは、水際措置を採用していない。

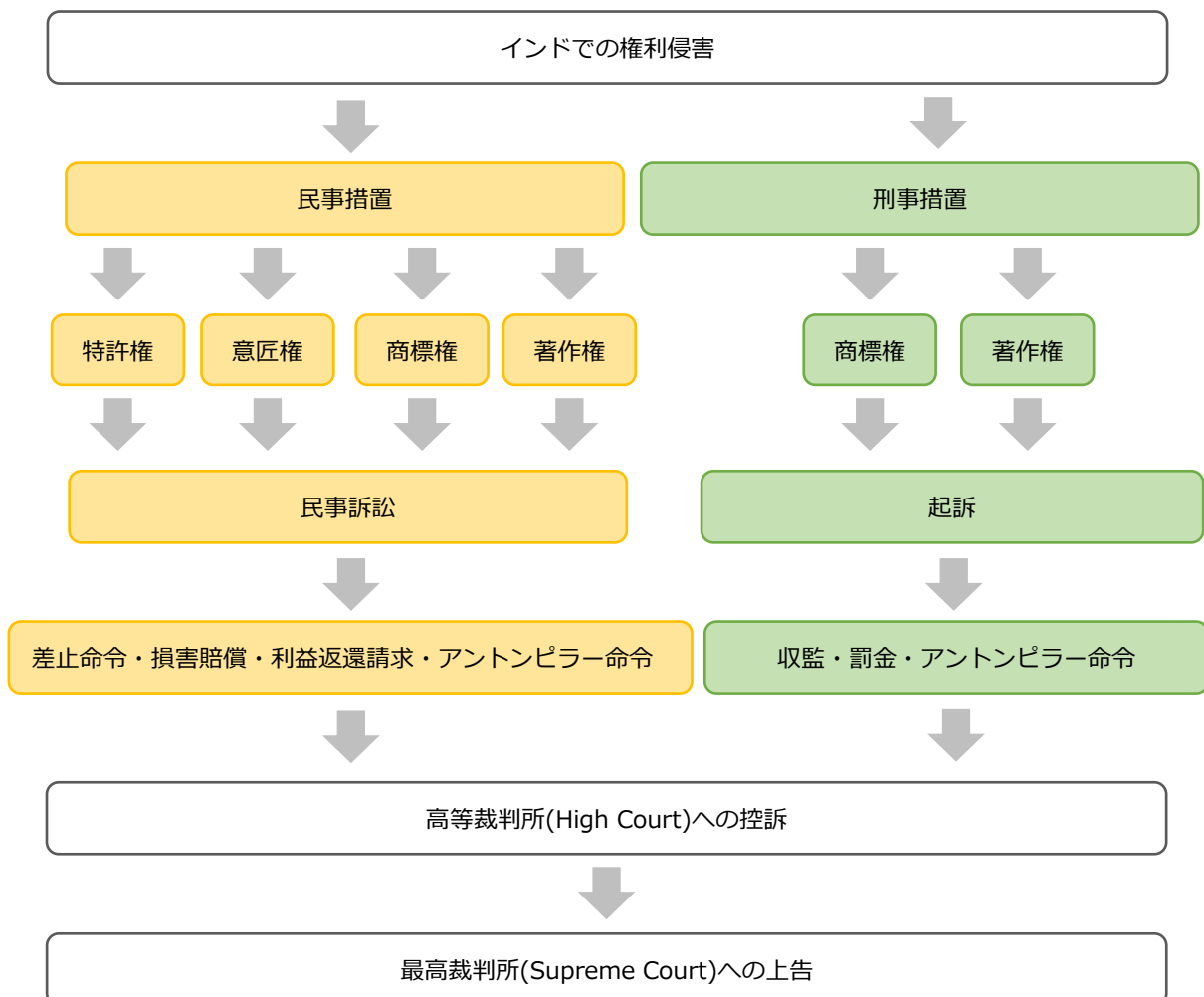
3 インド

① 刑事措置

② 民事措置

インドにおける民事上の救済手段の一つとして差止命令があるが、差止命令の種類として、恒久的差止命令、仮差止命令、一方的差止命令がある。

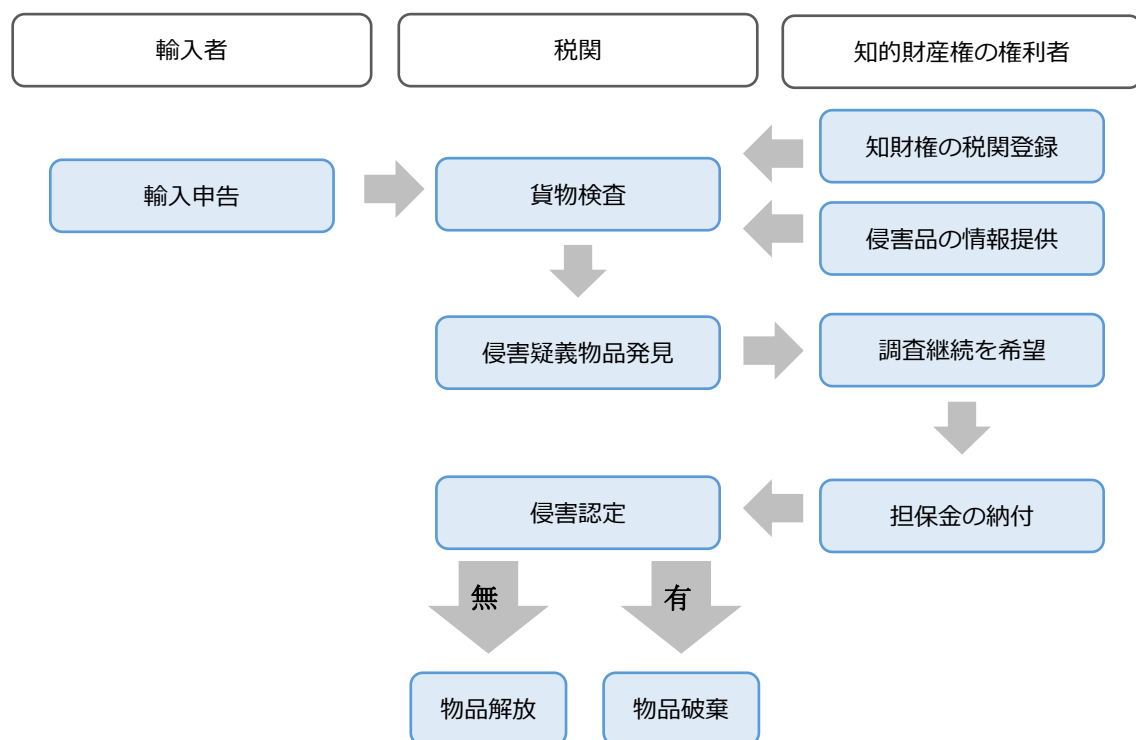
インドにおける刑事措置及び民事措置の流れ



③ 水際措置

インドの水際措置において、知的財産権の権利者は、税関に対して、知財権の税関登録、侵害品の情報提供を行うことができるが、税関調査を継続する場合には、税関に対する担保金の支払いが必要である。

インドにおける水際措置の流れ



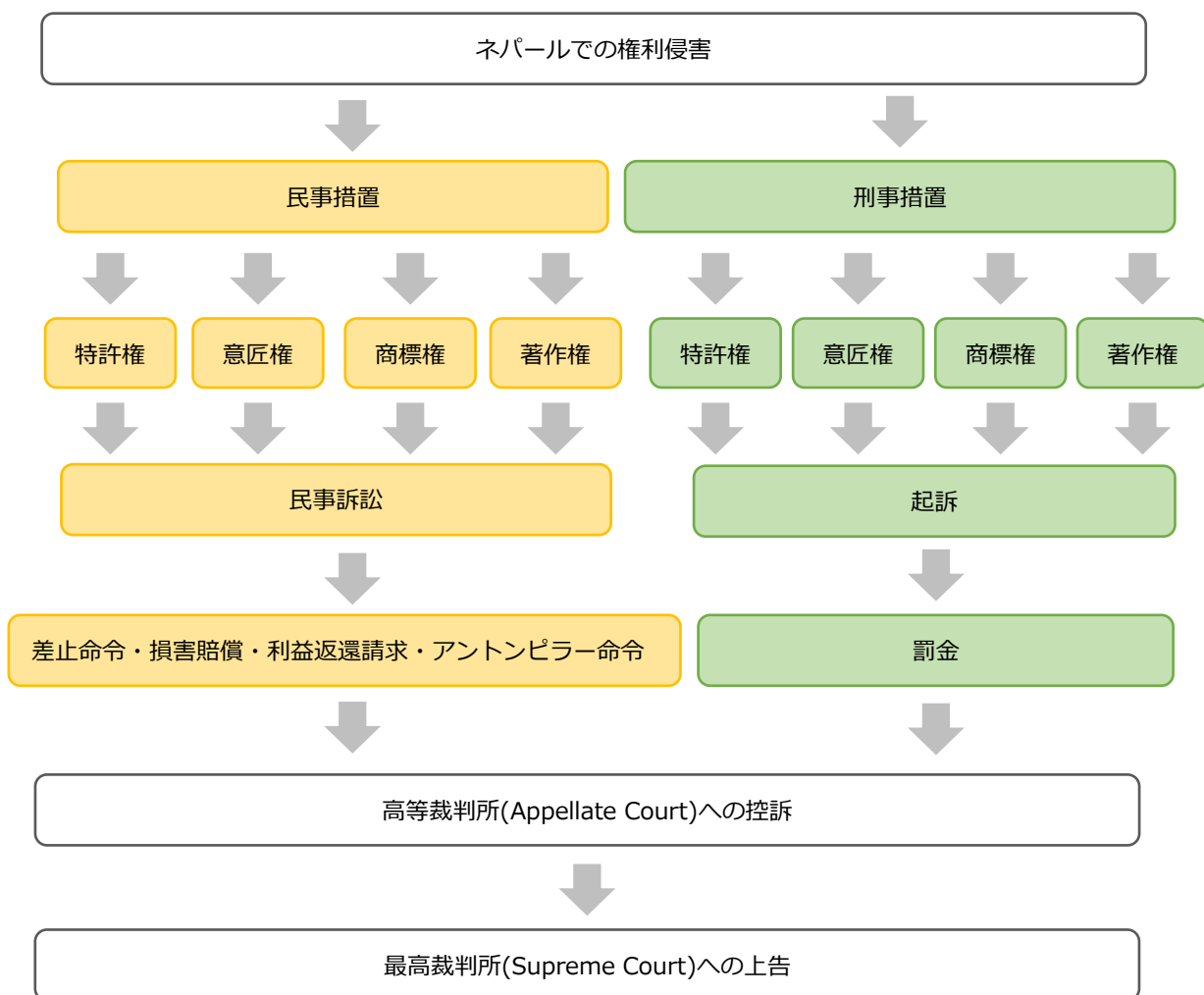
4 ネパール

① 刑事措置

② 民事措置

ネパールにおける民事上の救済手段の一つとして差止命令があるが、差止命令の種類として、恒久的差止命令、仮差止命令、一方的差止命令がある。

ネパールにおける刑事措置及び民事措置の流れ



③ 水際措置

ネパールは、水際措置を採用していない。

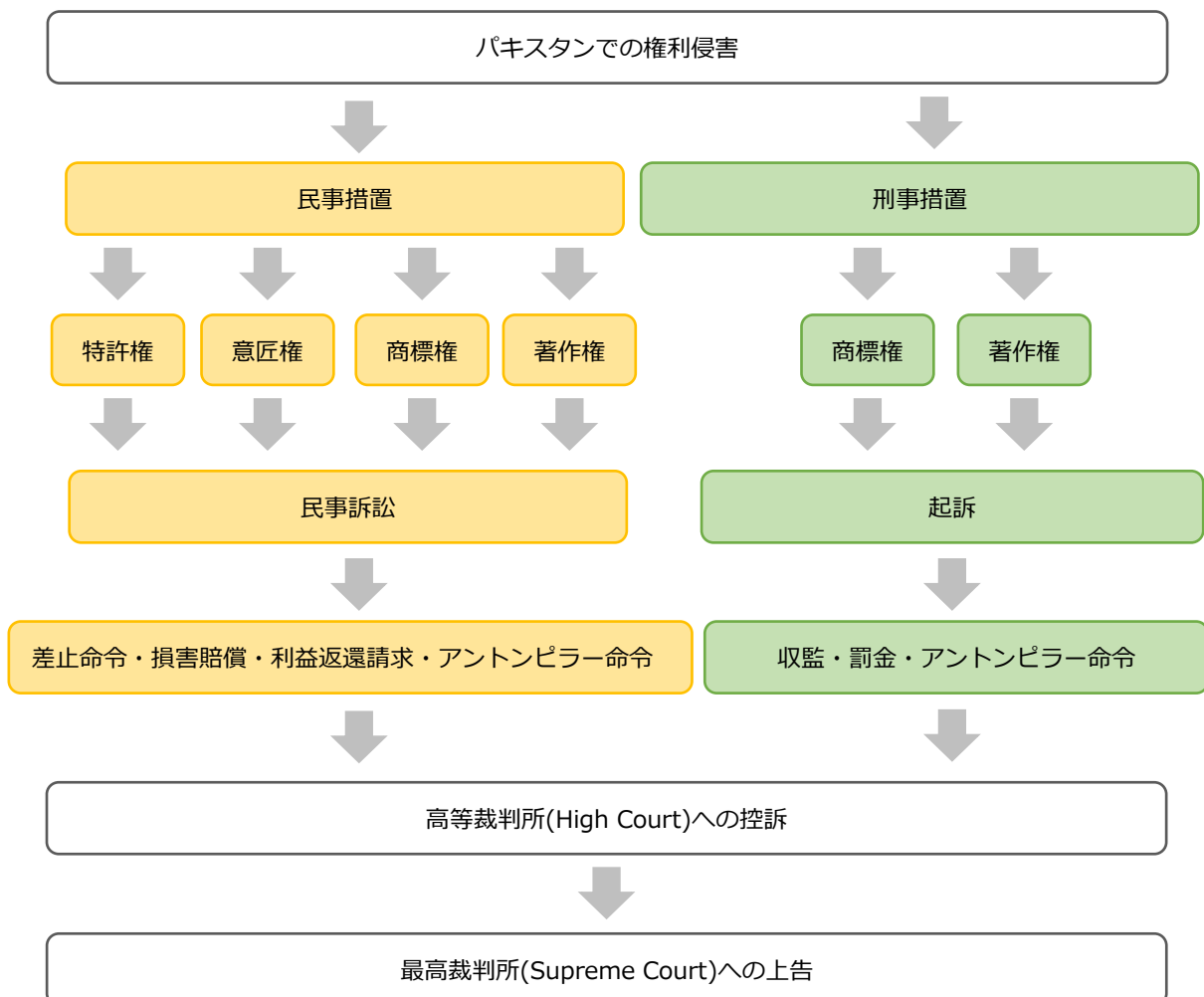
5 パキスタン

① 刑事措置

② 民事措置

パキスタンにおける民事上の救済手段の一つとして差止命令があるが、差止命令の種類として、恒久的差止命令、仮差止命令、一方的差止命令がある。

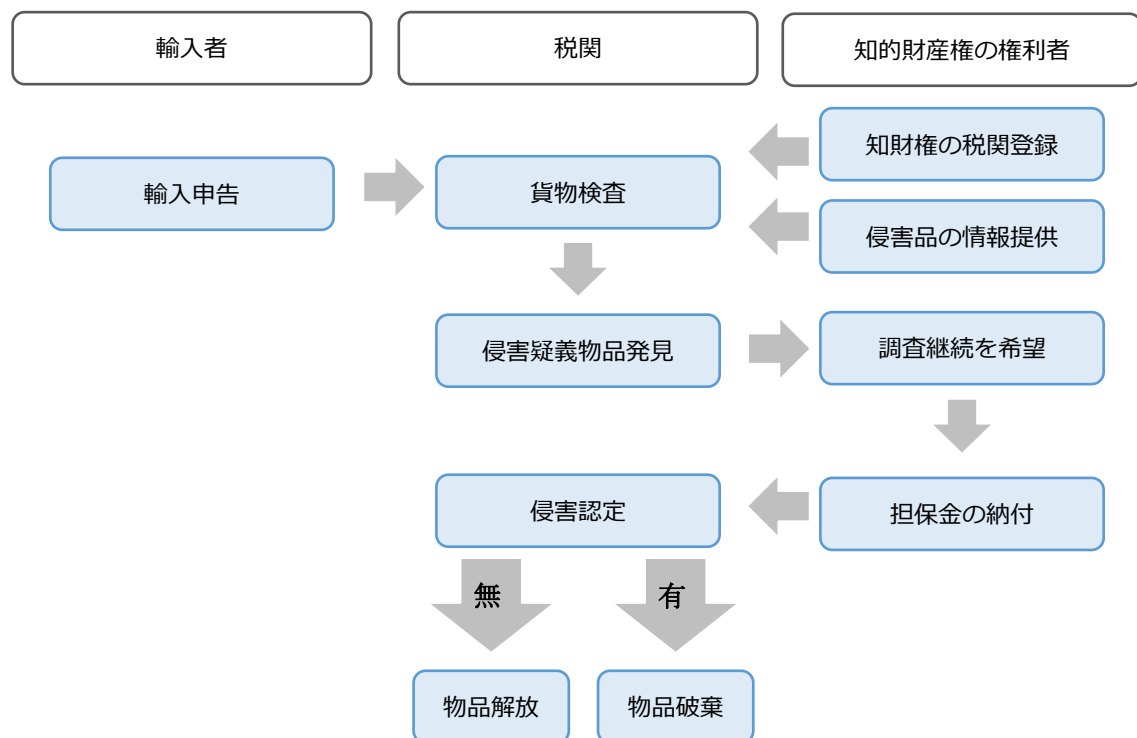
パキスタンにおける刑事措置及び民事措置の流れ



③ 水際措置

パキスタンの水際措置において、知的財産権の権利者は、税関に対して、知財権の税関登録、侵害品の情報提供を行うことができるが、税関調査を継続する場合には、税関に対する担保金の支払いが必要である。

パキスタンにおける水際措置の流れ



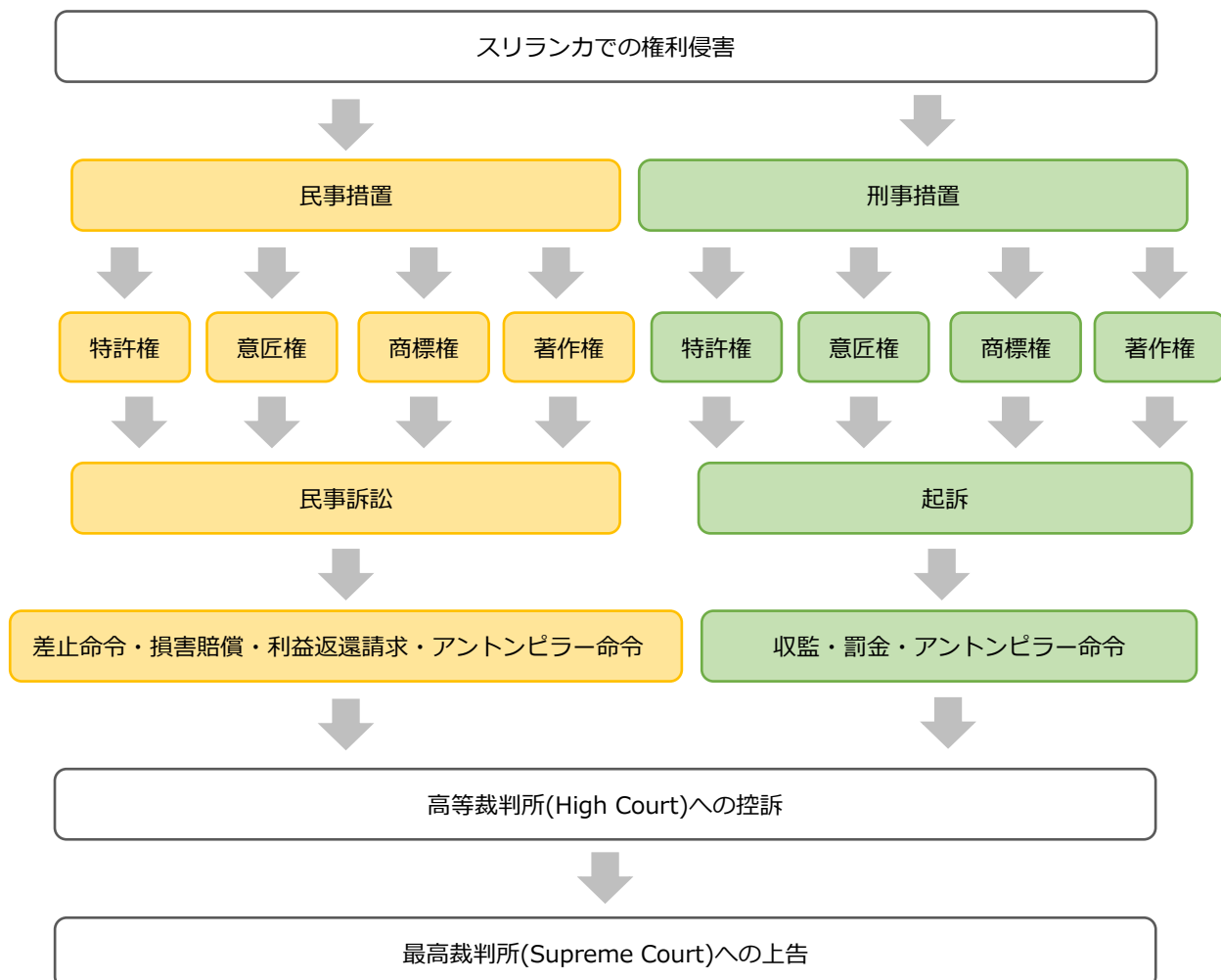
6 スリランカ

① 刑事措置

② 民事措置

スリランカにおける民事上の救済手段の一つとして差止命令があるが、差止命令の種類として、恒久的差止命令、仮差止命令、一方的差止命令がある。

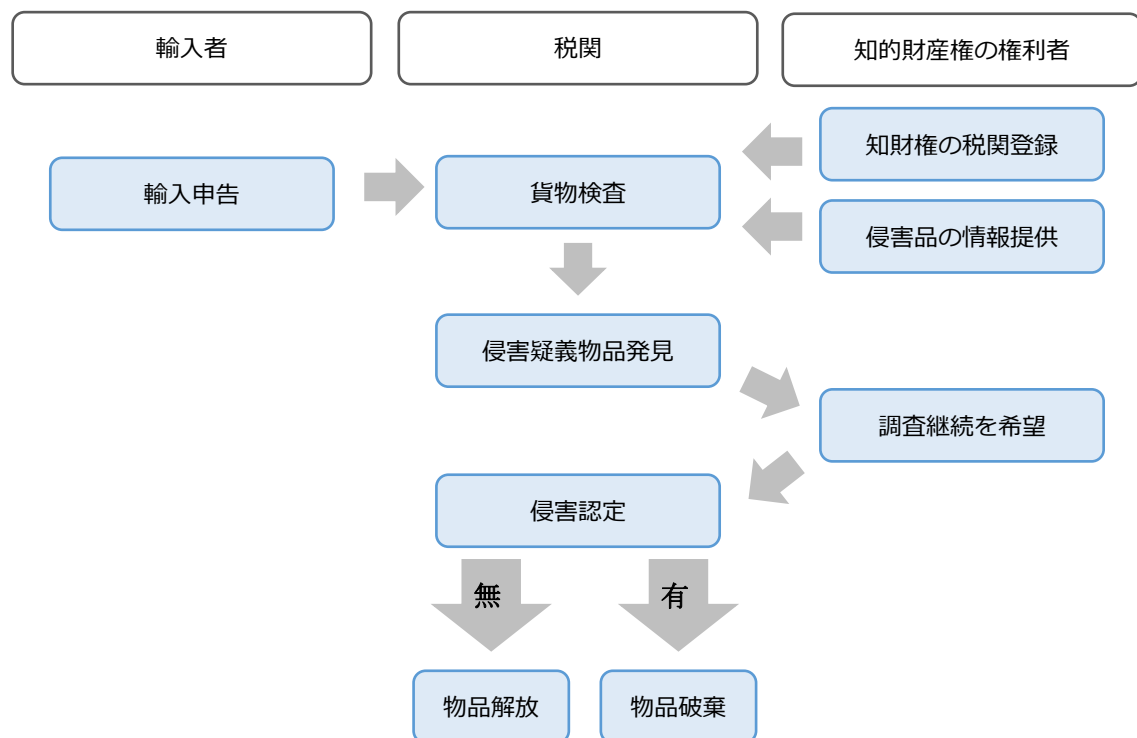
スリランカにおける刑事措置及び民事措置の流れ



③ 水際措置

スリランカの水際措置において、知的財産権の権利者は、税関に対して、知財権の税関登録、侵害品の情報提供を行うことができるが、税関調査を継続する場合には、税関に対する担保金の支払いが必要である。

スリランカにおける水際措置の流れ



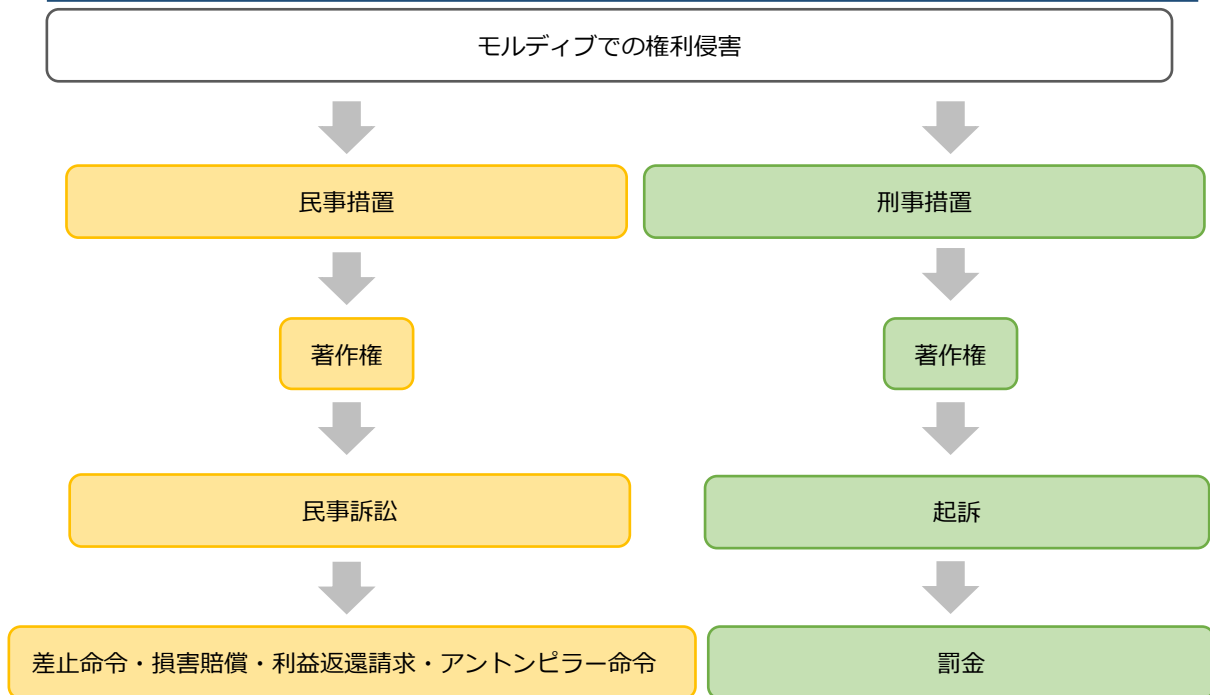
7 モルディブ

① 刑事措置

② 民事措置

モルディブにおける民事上の救済手段の一つとして差止命令があるが、差止命令の種類として、恒久的差止命令、仮差止命令がある。

モルディブにおける刑事措置及び民事措置の流れ



③ 水際措置

モルディブは、水際措置を採用していない。

第 4 章

困ったときは？

ジェトロ知的財産権保護関連サービス

P83

お問い合わせ先

P83

ニュースレターの発行

テーマに応じた各種ニュースレターを知的財産権部、及び海外事務所で発行しております。

■南アジアニュースレター

https://www.jetro.go.jp/mail/list.html#sw_asia_ip

お問い合わせ先

■(独)日本貿易振興機構（JETRO）ニューデリー事務所 知的財産権部

4th Floor, Eros Corporate Tower, Nehru Place, New Delhi, 110019, INDIA

TEL: +91 11 4168 3006, FAX: +91 11 4168 3003

E-MAIL: IND-IPR@jetro.go.jp

【経済産業省委託】

南アジア知財保護ハンドブック

【著作者】

日本貿易振興機構（ジェトロ）

* なお、掲載した情報の収集及び編集には、

felicite IP consulting india Pvt Ltd.の協力を頂きました。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198 FAX: 03-3585-7289

2016 年 9 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2014 年 8 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正や名称変更等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著作権者の判断によるものですが、一般的な名称・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りいたします。